◎横山委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎横山委員長 本日の委員会は、12日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

御報告いたします。

11日の委員会で、橋本委員から管財課に要請のありました県の公有財産の状況に関する資料の提出がありましたので、委員の皆様に配付しております。

また、12日の委員会で、吉良委員から小中学校課に質疑のありました部活動に係る教員 の旅費について、小中学校課から追加で説明をしたいとのことですので、これを受けるこ とにします。

それでは、小中学校課の説明を求めます。

- ②武田小中学校課長 小中学校課の旅費ですけれども、大きく、一般旅費、修学旅行費、 赴任旅費、研修参加旅費、部活動振興対策費に分かれておりまして、部活動旅費はその中 の部活動振興対策費で予算計上しております。旅費は毎年4月1日に各学校へ令達し、期 間中に不足が発生した場合は、学校から増額依頼を受けて追加令達をしております。今ま でに未払い等があったことはございません。
- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 総額幾らになっていますか。
- ◎武田小中学校課長 旅費全体で支給されており、毎年不用額が出ておりますので、未払い等は発生しておりません。部活動旅費の実績といたしましては、平成30年度185万円、令和元年度239万円、令和2年度82万1,000円となっております。コロナの影響で、令和2年度は減となっております。
- ◎吉良委員 距離とか単価とか、旅費算出の仕方はどういうふうになっているんですか。
- ◎武田小中学校課長 県の旅費算出方法によって、各学校で県と同じような形で算出しております。

なお、部活動のほうの旅費ですけれども、基本的に義務教育の場合はスクールバスなど も用意しておりますので、部活動の旅費が足らないというようなことは今まで起こってお りません。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

- ◎横山委員長 次に、高等学校振興課の説明を求めます。
- ◎高野高等学校振興課長 まず、令和3年度当初予算から御説明させていただきます。お

手元の資料②議案説明書(当初予算)の599ページをお開きください。教育委員会の予算総括資料の中ほどにございます高等学校振興課の欄をお願いいたします。

当課の歳出は、今年度の9億7,278万8,000円から来年度は14億4,980万3,000円へ、4億7,701万5,000円の増額をしてお願いするものでございます。増額となりました主な理由といたしましては、現在の安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校を統合します新安芸中学校・高等学校の施設整備や、清水高等学校の高台移転の実施設計等に伴うものでございます。

次に、646ページをお開きください。歳出につきまして、一番右の説明の欄に沿って説明 させていただきます。

説明の欄の中ほどでございますが、1県立中学校等運営費の下、給食業務等委託料は、 高知国際中学校で実施しております給食の調理・配送業務及び高知南中学校で給食の代替 措置として実施しております生徒への弁当の提供業務を民間業者に委託するものでござい ます。

このうち高知国際中学校の給食実施につきましては、高知市が委託している同じ民間業者に委託しており、平成30年12月議会でお認めいただきました債務負担行為の令和3年度分の現年化分でございます。

次に、給食センター運営費負担金は、高知国際中学校の給食では、高知市の針木給食センターを使用しておりますので、同センターの年間の運営費のうち、生徒数で案分して算出した金額を高知市に負担金として支払うものでございます。

次に、県立学校昼食扶助費は、高知南中学校で弁当の提供に当たって、就学援助に準じて経済的に困窮している家庭の生徒へ必要な援助をするものでございます。

1 行飛ばしまして、2 高校再編推進費の2 つ目にございます調査分析等委託料は、中山間地域の学校の振興に向けて外部のコンサルタントを導入し、専門的な視野から不足している取組の分析、新たな対策等の提案や学校運営への助言を求めるものでございます。

その下、職員研修等負担金は、今年度国際バカロレアの認定を受けました高知国際中学校・高等学校において、国際バカロレアの規定に沿って授業を実施するために必要となる教員等の研修の受講負担金や、国際バカロレア機構への年会費でございます。

次の647ページを御覧ください。一番上の高校生国際交流促進費補助金は、文部科学省の補助金を活用しまして、県立高等学校などの生徒が、県教育委員会や学校が主催する短期の海外留学プログラムへ参加するに当たって必要となる費用の一部を補助金として支援するものでございます。

その下、教育振興施設整備事業費交付金は、梼原町と本山町が行っております地域の教育力向上や活性化に資する施設整備を支援するものでございます。平成30年度当初予算等でお認めいただきました債務負担行為の現年化分でございます。いずれの事業も今年度中

に施設整備が完了し、来年度交付金を両町に交付する予定です。

その下の事務費は、中山間地域等の高等学校の振興に向けて、室戸高等学校及び大方高等学校が地域と協働して行う文部科学省の委託事業の実施や、学校が地元市町村と連携して取り組む探究的な学習の拡充に要する備品などの導入、より専門性の高い部活動の指導者を招聘するための謝金などの事務的な経費でございます。

次の3施設整備費の設計等委託料、施設整備工事請負費、公有財産購入費につきましては、議案説明資料により説明させていただきます。議案説明資料の赤色のインデックス、 高等学校振興課のページをお開きください。

来年度の県立高等学校再編振興計画に基づく施設整備の取組としましては、現在の安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校を統合します(新)安芸中学校・高等学校及び清水高等学校の高台移転に関するものでございます。

資料の上段、(新)安芸中学校・高等学校を御覧ください。その中の黒い星印の1つ目、施設整備等にかかる予算等としまして、来年度当初予算で8億7,809万6,000円を、また、その右にありますように33億2,926万7,000円の債務負担行為をお願いしております。

内容といたしましては、星印の下に2つの白い丸でお示ししておりますように、来年度から着手を予定しております校舎等の施設整備に伴う工事監理等の委託料と工事請負費の来年度当初予算と、令和4年度、5年度分の債務負担行為でございます。来年度、右のイメージ図では、奥のほうの建物になります既存校舎の改修や先行工事を行い、来年度末には、イメージ図の前方手前のちょっと色が薄くなっていますがクリーム色の建物となっている校舎と体育館の新築工事に着手したいと考えております。

その下の黒い星、全体スケジュールの上から3つ目の二重丸を御覧ください。昨年9月の総務委員会で説明させていただきましたように、校舎、体育館新築工事が令和6年3月頃までかかりますが、統合校としては令和5年4月に開校し、現在の安芸中学校・高等学校の校舎や改修工事が完了する予定のイメージ図奥の既存校舎を活用して、教育活動を行ってまいります。

その下、点線で白抜きとした枠内ですが、(新)安芸中学校・高等学校は学科改編により工業科の機械専攻を新たに設置しますことから、授業で必要となる実習用工作機械の導入を、文部科学省の交付金を活用して2月補正予算でお願いしております。また、文部科学省の交付金の対象とならない工作機械については、令和3年度当初予算でお願いしております。

次に下側、清水高等学校の高台移転を御覧ください。清水高等学校の高台移転につきましては、先月末、公募型プロポーザルにより、基本設計を委託する業者を選定したところです。

1つ目の黒い星印の施設整備内容と右側の位置図を併せて御覧ください。位置図の右側

中ほどに、緑色の部分になりますが、本校舎を現在の清水中学校南側職員駐車場の場所に、 体育館等をその上の昨年11月に取得しました五角形の土地に整備することを予定しており ます。

2つ目の黒い星印の施設整備等にかかる予算等を御覧ください。来年度、基本設計業務 に併せて地質調査等を行い、来年度半ばには基本設計等を完了させ、実施設計等に着手し たいと考えております。

また、その下の2つの丸ですが、来年度行う先行附帯工事や本校舎の整備を予定している清水中学校の職員駐車場の土地を土佐清水市から取得する公有財産購入費をお願いしております。

それでは、資料②議案説明書(当初予算)の647ページをお開きください。

説明欄の上から4行目、3施設整備費の設計等委託料及び施設整備工事請負費の中には、 (新)安芸中学校・高等学校及び清水高等学校の関係以外に、須崎総合高等学校の校内舗 装に係る工事請負費等を含んでおります。

公有財産購入費には、昨年度全ての施設整備工事が完了しました高知国際中学校・高等 学校の敷地の中にある国有財産、いわゆる里道・水路を国から購入する費用を含んでおり ます。

市町村道整備交付金は、須崎総合高等学校での通学路ともなる新たな市道の設計などに 今年度要した費用のうち、須崎市の実質負担相当額について交付金として交付するもので ございます。

その下の事業費は、先ほど説明しました (新) 安芸中学校・高等学校への実習用工作機 械の導入等に係るものです。

続いて、648ページを御覧ください。先ほど御説明しました(新)安芸中学校・高等学校 の施設整備に係る債務負担行為となります。

令和3年度当初予算についての説明は以上となります。

引き続き、今年度の補正予算について説明させていただきます。資料④議案説明書(補 正予算)の352ページをお開きください。

一番右の説明の欄に沿って説明させていただきます。1県立中学校等運営費の県立学校 昼食費補助金及び県立学校昼食扶助費は、高知南中学校で給食の代替措置として実施して おります生徒への弁当提供において、弁当の提供数や就学援助に準じて実施している扶助 の実績が当初の見込みよりも少なくなったものによるものでございます。

2 高校再編推進費の職員研修等負担金、1 行空けた下にございます高校生国際交流促進 費補助金、その下の事務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各 高等学校の取組の縮小や県教育委員会や学校が主催する短期留学プログラムが中止になっ たことに伴い、減額するものでございます。 その下、3 施設整備費は、次の353ページに移りまして、設計等委託料及び施設整備工事請負費は、先ほど説明しました(新)安芸中学校・高等学校の施設整備について、代替教室の確保や地盤工事の追加などによる計画の見直しに伴い、来年度予算でお願いすることから全額を減額するものでございます。

次の354ページを御覧ください。繰越明許の変更でございます。

先ほど補正予算で説明しました(新)安芸中学校・高等学校への実習用工作機械の導入 に係る1億5,856万円を増額してお願いするものでございます。

続きまして、条例議案について説明させていただきます。

資料⑥議案説明書(条例その他)の10ページを御覧ください。高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

当初予算等で説明いたしましたように、県立高等学校再編振興計画後期実施計画に基づき、安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校を令和5年4月に統合することから、その学校名を安芸中学校及び安芸高等学校と定める内容となります。

202ページをお開きください。条例改正の新旧対照表となります。統合した新しい学校名は、安芸中学校及び安芸高等学校となり、現在の安芸中学校・高等学校と同じであるため、 条例改正上は、現在掲げられております安芸桜ケ丘高等学校の行を削る形で改正すること となります。繰り返しとなりますが、施行日は令和5年4月1日となります。

高等学校振興課の説明は以上でございます。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎石井委員 646ページの最後の高校再編推進費の職員研修等負担金のところで、国際バカロレア教育のための研修費とバカロレアに対する負担金だと説明を受けたのですが、その内訳を教えてもらっていいですか。
- ◎高野高等学校振興課長 国際バカロレアの年会費ですが、国際中学校・高等学校で2つのプログラムの指定を受けておりまして、それぞれのプログラムについて100万円程度の年会費となっております。それ以外が教職員等の研修に係る予算となります。
- ◎石井委員 おおむね400万円ぐらいは研修ということだと思うんですが、これは何人の先生で何回ぐらいとかいうのは。
- ◎高野高等学校振興課長 研修には幾つか種類がございまして、国際バカロレア機構が開催する公式のワークショップのほかに、校内で学校が実施する研修等ございます。ちょっとここで詳しい資料は持っていないんですけれども、それぞれにつきまして学校の計画に基づいて研修を実施するようにしております。
- ◎石井委員 バカロレア機構のほうで必要な研修ということなんですよね。今年度分で言うと、コロナで研修が100万円ほどできなかったというところもあるんですが、これは校内の研修なのか、バカロレア機構の必要な研修なのかということを教えてほしいです。あと、

機構のところの研修ができない場合に、そのバカロレア教育自体が進まないとか単位が取れないとかカリキュラム的にちょっと脆弱になるとか、いろんな問題が起きるような気もするんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。今後新型コロナウイルス感染症がどうなっていくかによって、来年度の研修も分からないということもあるんで、その辺をどのように担保する、やっていくつもりなのかということを含めて教えてもらいたい。

◎高野高等学校振興課長 国際バカロレアの公式の研修につきましては、オンラインによる研修を国際バカロレア機構が企画をしておりますので、対面という形はなかなか実施が難しいんですけれども、必要最小限のものはそういった形で実施されることとなっております。また、コロナの状況を見まして、対面の研修も実施されるようでしたら、そういったところにも積極的に学校には参加していただきたいと考えております。

それから、いわゆる先進校である東京学芸大学国際中等教育学校のほうに長期派遣の研修もしておりますので、また、その研修を終えて帰ってくる教職員もおります。そういった先進校での知見も生かしながら、国際バカロレアの教育プログラムが遅れないように、しっかりと進めていきたいと考えております。

- ◎石井委員 そのバカロレア機構に1校100万円ということなんですけれど、今後増えていくにしても、単価として1校100万円というのが他県などでも同じなんでしょうか。
- ◎高野高等学校振興課長 国際バカロレアには4つのプログラムがあるんですけれども、 そのプログラム1つごとに、これはアメリカドルでの計算になりますので為替によって若 干変動はあるんですけれども、基本的にはプログラム当たり100万円少しぐらいの金額となっております。
- ◎石井委員 1プログラム100万円で、いろんなプログラムをやると、それ1つごとに100万円が上乗せされていくという理解でいいんですか。
- ◎高野高等学校振興課長 1 校で複数やると多少の割引はあるんですけれども、基本的にはそういうことになります。
- ◎武石委員 同じ高校再編推進費の調査分析等委託料ですが、先ほどの御説明で中山間地域の高校の学校運営に対するコンサルティングを委託するということでしたけれど、現時点で調査対象校は決まっているんですか。
- ◎高野高等学校振興課長 まずは、室戸高校と窪川高校で実施したいと考えております。
- ◎武石委員 それで、県教育委員会としての方向性といいますか、これは学校の魅力化づくりというようなことだと理解していいんですか。
- ◎高野高等学校振興課長 実はそれぞれの学校で地元の市町村の御協力も得まして、いろいろな魅力化に取り組んでおるんですけれども、ただ一方で、実際に入学者の確保が十分できているかというと、なかなか苦戦しているところもございます。なので、今までの我々の取組が、本当に中学生あるいはその保護者にとって行きたい学校となる取組なのかといる。

う視点を持ってさらなる改善策というものを、せっかく汗をかいて市町村にもやっていた だいていますし学校もやっておりますので、その方向性が学校に来たい生徒によりマッチ するような形での視点で御助言をいただきたいと考えております。

◎武石委員 ぜひ大いに期待していますので、よろしくお願いしたいと思います。それから、御存じいただいているように、四万十町では町営で「じゆうく。」という塾をつくって、大学進学に力を入れたり、そのほかの探求学習に取り組んだり、何のために勉強するのかといった勉強の楽しさを教えるというような取組もしているんです。私もその塾長とも度々意見交換をさせてもらうんですけれど、感じるのは、高校の魅力化を高校だけでやってもちょっと物足らない。つまり、地域の小学生、中学生に、「あっ、窪川高校に行ったらこんなことできるんや」ということを知ってもらいたいというのがありまして、今そういう課題が見えてきたなという気がするんです。小中高の地域の連携といいますか、もっとアクセルを踏んだらどうかと思うんですけれど、教育長どうでしょう。

◎伊藤教育長 武石委員がおっしゃるとおりだと思って、この事業に取り組みたいと思っています。小学生、中学生が行きたい、保護者が行かせたい、地元でよい学校というのはどういう学校かという定義は、それぞれの地域によってやはり違ってくるんだろうと。それはその地域地域の特性をいかに生かしていくか、ということになってくるので、画一的なものではないだろうということで、今回も既に室戸高校にはお世話になっていますけれど、市役所にも入っていただいて、その地域の特性を生かしながら、その子供たち、保護者が行かせたい学校というのはどういう定義なんだろうというところから入って、そこに対して足りないものが何なのかということをみんなで意識を共有しながら、理想とする学校に向かってつくっていく。そのために調査をしていきながら、今言われた小学生、中学生もそうですけども、地元の方も学校もこうあるべきだというものをしっかり見据えて、足りないものについて何を強くしていくのか、といった形で進めていくための調査にしていきたいと考えています。

◎武石委員 ぜひよろしくお願いします。

それとまた別件ですけど、教育振興施設整備事業費交付金ということで、梼原町、本山町で施設整備ということですが、本山町は寮への補助金ということなんですか。それと梼原町はどういう内容になるのか、その辺りを具体的に教えてください。

- ◎高野高等学校振興課長 両町の施設とも、高校生も活用できる地域の生涯学習施設という位置づけではございます。高校生がそのうちの半分以上を使わせていただくというところを目安にして、進めておるところでございます。
- ◎武石委員 ということは、家でもない、学校でもない、今風に言うとサードプレイスとかコワーキングスペースとか、いろんな言い方があると思うんですけど、高校生が自由に使えるエリア、施設をつくるということですか。

- ◎高野高等学校振興課長 2つの施設の性格が少しずつ異なりますので、全く同じではないんですけれども、そういうスペースもつくっていただいておりますし、それから、その地域外から来た生徒がそこで居住するというスペースもつくっていただいております。
- ◎橋本委員 ちょっと関連でお聞きしたいんですが、高校生50%、それから他の方50%使える施設ということなんですが。寮なんかでは例えば高校生が寮に半分入って、ほかのところの移住者が半分入るという、それはよく分かるんですけれども。ただ50%の割合というのも判断をどこでどうするんだろうかということで、共用スペースなどもあって、どうなんでしょうか。
- ◎高野高等学校振興課長 居住スペースだけではなくて併設施設によっては、例えばトレーニングできるようなところとか、あるいは一緒に勉強できるサードスペースですとかもございますので、そういう部分も含めて50%以上ということですので、そういうところで判断をすることになると思います。
- ◎伊藤教育長 教育委員会として補助事業をつくるに当たって、地域の高等学校の活性化に資するというものでないと私どもとして支援ができませんので、その施設をつくられて高校生が全然活用できなかったということにならないように、一応の目安として施設を整備したときに少なくても半分以上は高校生が使えるようにしてくださいという目安としてつくったものでございます。
- ◎橋本委員 例えば梼原町では、寮というのが概念として一番先にあるじゃないですか。 そうなってくると、高校の入学生というのは地元の方もいらっしゃるでしょうけれども、 域外から来る方もたくさんいらっしゃって、その方々のために当て込むということだろう と思うんです。ただ、それも年度によって変動がかなりありますよね。例えば50%を超え るぐらいの方が入る年もあるでしょうし、全く入らないという年も出てくるのかなと思う んですが、その辺いかがなんですか。
- ◎高野高等学校振興課長 当然そういった入学者の変動はあろうかと思いますけれども、 単年度ということではなくて、その設定として50%以上の高校生という考えでございます。
- ◎橋本委員 かなり枠が広いというふうに思いますから、ただ、交付する以上はその目的にしっかりと資するような監督もよろしくお願い申し上げたいです。
- ◎弘田委員 清水高校の高台移転、南海トラフ地震対策ということですけれど、中高で同じ場所ということなので、一貫教育といったことも考えられておると思うんです。これは、中学校にとっても高校にとってもメリットが非常に大きいのではないかと思うんです。これまで市教育委員会と県教育委員会でいろいろ協議されてきたと思うんですけど、その協議で特にこういったことが乗り越えるのが難しかったとか、そういったことを教えてもらいたいです。それから、将来、中高一貫になっていくのではないかと思うんですが、そこの部分で市教育委員会とこういう事業をしようとかといった話合いをされていると思うん。

ですが、その内容を教えてもらいたいと思います。

◎高野高等学校振興課長 まず、清水中学校と清水高等学校は、既に連携型の中高一貫教育校となっておりまして、簡便な入試で中学生は高校に進学するという形になっております。それから、教員の相互の乗り入れということもしておりまして、高校から中学校に教えに行ったり、あるいは中学校の先生が高校で教えていただいたりということでやっておったんですけれども、これまで敷地が離れておりました関係上、やはり時間割編成ですとか先生が移動して教えないといけないというところで障害があったのではないかと思います。それが、ほぼ同じ敷地に入りますので、そういう意味では休み時間の間に移動したり、あるいは常に中高それぞれの生徒を見ることができますので、そういった意味で進んでいくのではないかと思います。

それから、土佐清水市の教育委員会とは、いろいろなお話はさせていただいておるんですけれども、その小中高一貫の流れの中でどういったことを柱にして取組を進めていけばいいのかということを、今、市教育委員会のほうでも計画をしていただいているところでございます。

- ◎金岡委員 この施設整備費の中で、減額がされて、計画の見直しということで新たに予算化されています。その中の市町村道整備交付金が約1,000万円減額をされて、新たに886万円計上されておるんですが、ここを説明していただけますか。
- ◎原高等学校振興課課長補佐 市町村道整備交付金ですが、先ほど課長から説明しましたように、須崎市が市道の整備をしているものでございます。須崎市のほうが、設計業務を進めておりました。それで、基本設計が終わり実施設計を進めていたんですが、全ての実施設計が昨年度中に終わらなかったため、当初では実施設計が終わるところまで見込んでおったのですが至らなかったということで、今回減額をしております。来年度の当初につきましては、今年度の終わった分までを計上させていただいておるということでございます。
- ◎上治副委員長 先ほど出ておりました教育振興施設整備事業費交付金ですが、これは債務負担行為でずっときて、今年が最後との説明でした。ということは、その前の委員会のときにいろんな説明をしてやっていたと思うんですけど、私たち委員もそのときからずっと全員が継続している委員ではないので、できればこういう大きいもので地域でしているものであったら、先ほどと同じように説明資料をつけていただければ、どういう内容でどういうふうに進んでいって、今年が最後のこういうものですというのが分かるので、こういう債務負担行為は、ぜひそういうふうにやっていただければありがたいと思います。
- ◎横山委員長 お願いします。

質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

〈特別支援教育課〉

- ◎横山委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。
- ◎平石特別支援教育課長 それでは、令和3年度当初予算案について御説明させていただきます。資料②議案説明書(当初予算)の649ページをお開きください。

まず、歳入でございます。主なものについて御説明いたします。

中ほどの9国庫支出金でございますが、7教育費負担金の右の説明欄の義務教育費国庫 負担金は、特別支援学校教職員の給与に係る国庫負担金でございます。

その下の特別支援教育就学奨励費負担金と、その2つ下の欄にございます特別支援教育 就学奨励費補助金は、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減す るため、通学費、給食費、校外学習費などにつきまして補助を行う就学奨励の制度に係る 国庫負担金、補助金でございます。

同じ欄の学校保健特別対策事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品の購入、特別支援学校スクールバスの増便等に係る補助金でございます。

また、同じ欄の教育支援体制整備事業費補助金は、特別支援教育の支援体制に係る国の補助金でございます。

10教育費委託金の説明欄、初等中等教育等振興事業委託金は、文部科学省の指定を受けて実施する事業に係る委託金でございます。

650ページを御覧ください。1 財産貸付収入は、県有施設に設置する飲料用自動販売機に 係る貸付料収入でございます。

3生産物売払収入は、特別支援学校の職業教育の収入でございます。特別支援学校では、 卒業後の自立と社会参加を見据え、職業教育を重視しており、各学校が行う作業学習では、 物品の生産から販売までを一連の学習として行っているものが多くあり、生産物売払収入 はその売上げの見込額でございます。

主なものといたしましては、日高特別支援学校高知みかづき分校のパンやケーキの製造販売と喫茶コーナーの運営、ほかの特別支援学校では、野菜の栽培、木工製品や布製品の生産などの実習を行っており、学校外での販売学習も行っております。このような学習を通して、働く基礎となる力や自信が培われ、卒業後の進路決定においても成果が上がっております。今年度、高知みかづき分校第8期卒業生につきましては、16名中12名が就職を希望し、11名の就職が内定しております。

3つ下の19教育委員会収入、(8)特別支援教育課収入は、盲学校のはりきゅうあんまマッサージの実習収入や、会計年度任用職員等の労働保険料などでございます。

続きまして、651ページをお開きください。歳出でございます。

特別支援教育課の令和3年度当初予算総額は71億6,114万6,000円で、前年度当初予算額 と比較しますと5億2,447万2,000円の減額となっております。主な減額の理由は、病弱特 別支援学校の建築工事が完了したことにより、工事請負費が減少したことによるものです。 それでは、3特別支援教育費の主なものについて御説明いたします。

右の説明欄の1と2は、教職員や会計年度任用職員等の人件費などでございます。

3 特別支援学校教職員旅費は、生徒引率など教職員の行動旅費でございます。

4 学校運営費は、県立特別支援学校本校 7 校、分校 6 校の学校運営に要する光熱水費や 委託料等でございます。詳細につきましては、652ページをお開きください。主な事業について御説明いたします。

スクールバス運行委託料は、県内5つの県立特別支援学校の通学用バス及び寄宿舎生が 利用する帰省バスの運行を専門業者に委託し、運行する経費でございます。調理業務委託 料は、学校給食や寄宿舎食の調理業務を専門業者に外部委託する経費でございます。

続きまして、中ほどの5職業教育実習費は、特別支援学校の職業実習に要する経費でございます。

6 学校指導費は、特別支援学校の重度障害のある児童生徒の健康管理を行うため、学校 に指導医を派遣したり、修学旅行に看護師を同行させるための経費などでございます。

7教育内容充実費は、特別支援学校において、各学校の教育課程の充実、改善に資するための教育課程研究集会等の開催や、ICT機器を活用した教育支援に関する研究を推進する経費などを計上しております。来年度は新たな事業として、ICTを活用した教育の実践力向上事業において、ICTを日常的に子供たち自身が活用することで「できる」を増やし、さらにICTによる間接体験と、地域に出かけての直接体験を組み合わせた探求活動や、文化・芸術・スポーツ活動を通じ、人とつながる協働的な学びを重点的に取り組んでまいります。その際、GIGAスクールサポーターを1名配置し、特別支援学校への巡回支援等を行うための経費を計上しております。

また、進路指導やキャリア教育の充実のための取組といたしましては、各学校における キャリアガイダンスの実施や、特別支援学校7校において、企業等への一般就労を進める ための就職アドバイザー2名の配置、特別支援学校技能検定の実施などに要する経費を計 上しております。

特別支援学校技能検定は、来年度第6回目の開催となります。次年度も高知大会、幡多大会の2会場で開催を行う予定でございます。清掃部門、接客部門のそれぞれの種目において、習得した技能をプロの方に判定していただき、級の認定を行うことで、生徒の日々の学習や生活に加え、卒業後の就労に対する意欲の向上につながっております。

また、情報部門においては、各学校での取組が進み、全ての障害種の生徒が意欲を持って技能検定に参加できるようになっております。検定の結果や生徒が身につけた技能等が 進路先の決定においても生かされるよう、雇用促進セミナーや進路支援推進会議などを通 じて、企業等への啓発も図ってまいります。 続きまして、8 就学奨励費でございます。特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や 給食費等就学に要する経費の一部を助成するための経費でございます。653ページに記載の 児童生徒就学扶助費 1 億441万7,000円でございます。

9 特別支援教育推進費は、発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導の充実や、切れ 目のない支援体制の整備を目指す事業に係る予算でございます。

主なものといたしましては、特別支援学校のセンター的機能向上のための専門性の向上や、児童生徒への合理的配慮の充実のため、医師や理学療法士などの医療関係者や臨床心理士などの外部専門家を特別支援学校等に派遣する経費、特別支援教育に関する専門性を有する指導主事や大学・医療等の外部専門家を保育所・幼稚園、小中学校、高等学校へと派遣し、指導や支援の充実に向けた助言を行う事業に係る経費、さらに、通級による指導について、担当教員の指導力の向上を図るための通級による指導担当者連絡協議会の開催や、高等学校における通級による指導について、高知大学教職大学院と連携して、担当者の専門性向上に向けたネットワーク構築推進、小中学校の知的障害及び自閉症情緒障害特別支援学級の担任及び特別支援教育学校コーディネーターを対象とした、指導力向上のための悉皆研修の経費などとなっております。

10施設整備費は、県内の知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う狭隘化への対応である、新知的障害特別支援学校の校舎の改修に関する工事費等に係る経費でございます。新知的障害特別支援学校は、高知市新本町にある現在の高知江の口特別支援学校を改修し使用することとしておりますので、設計等委託料といたしまして校舎の改修工事に係る監理委託料やLAN整備、施設整備工事請負費が校舎の改修に係る工事請負費となっております。

事務費につきましては、新知的障害特別支援学校整備に係る消耗品費といたしまして 2,193万8,000円、備品購入費といたしまして836万円を計上しております。

続きまして、債務負担行為に係る調書でございます。654ページを御覧ください。

情報セキュリティソフトの使用料は、児童生徒に整備される1人1台端末を活用して、 家庭学習する際に、有害なサイトをブロックし安全安心にインターネットを利用できるよ うにライセンス賃貸借契約を行う必要があることから、債務負担をお願いするものでござ います。

令和3年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和2年度補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書(補正予算)355ページをお開きください。

歳入に関する主なものといたしまして、12教育費補助金につきましては、国の第3次補 正予算による新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金でございます。 歳出に関する主なものといたしまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を計上したもの、また、病弱特別支援学校の新築工事請負費の入札残など、予算の執行残が見込まれる事業について減額補正を行ったものでございます。

次に、繰越明許費についてでございます。358ページをお開きください。

上の欄を御覧ください。これは国の第3次補正により、新型コロナウイルス感染症対策 に係る予算を計上したものでございますが、年度内執行が見込めないため、繰越しをお願 いするものでございます。

次に、下の欄を御覧ください。これは盲学校寄宿舎の工損事後調査及び新知的障害特別 支援学校改修工事設計委託料につきまして、計画調整等に日時を要したことによる繰越し をお願いするものでございます。

補正予算等に関する説明は以上でございます。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 文部科学省で教室不足の解消を急いでいて、解消に向けて補助金も2分の1になるということで、本年度末までに数を報告せよというふうになっていたと思うんですけれども、本県は教室の不足というのは文部科学省に対してどれぐらい申請していて、どこにそれに関わる予算化がされているのかを教えていただきたい。
- ◎平石特別支援教育課長 教室不足でございますけれども、その部分につきましては、新しい知的障害特別支援学校でというところへの改修費の部分でも活用させていただいており、予算を積んでいるところでございます。

なお、現在の教室不足の状況につきましては、各学校それぞれ特別教室等を転用しながら普通教室をという対応をしている状況でありまして、普通教室につきましては、今のところ不足はない状況ではございますけれども、現実的な対応を考えまして、新しい特別支援学校での対応に予算を計上しているところでございます。

- ◎吉良委員 特別教室を普通教室にして転用しているというのを、せっかく文部科学省もそれを解消するということで報告を求めているわけですから、不足していないという報告をするよりも、本来特別教室で音楽なら音楽、技術は技術で使わなくちゃいけないわけですから、それを転用しているものを教室不足ではないと県教育委員会は考えているんですか。
- ◎平石特別支援教育課長 今のところ普通教室を確保するというところで、もちろん今御指摘がありましたとおり、特別教室がない状況というのはよい状況ではないと思っておりますので、そういったところも今後、新しい特別支援学校の整備と併せながら考えていかないといけないと思っております。全部を特別教室に戻してという対応がすぐにできない状況もありますので、そういった動きというのをしっかり見ながら、対応してまいらないといけないと考えております。

- ◎吉良委員 いや、それはそれで実際やるかどうかは別にして、文部科学省に対しては年度末までに不足教室はこれぐらいですと報告するべきだと思うんですけれども、それもまだなさってないんですか。
- ◎平石特別支援教育課長 今、現実的にはというところで、そういった教室不足に対応するためにというところで、今新しい分校の設置も進めておりますので、そういった部分も含めまして対応していくということになろうかと思います。
- ◎吉良委員 いや、だから聞いているのは、文部科学省に対して、解消すべき普通教室の不足はこれだけですという報告はしていないんですか。高知県にはないということなんですか。
- ◎平石特別支援教育課長 一定の数というのは学校安全対策課等の調査も行いながら、それぞれ高知市特別支援学校も含めての報告はしております。
- ◎吉良委員 報告しているんですね。そしたら、その数を教えてください。文部科学省に対して教室の不足がこれだけありますと、どれぐらいの数を報告なさっているんですか。
- ◎平石特別支援教育課長 手元に資料がないもので、お答えできませんけれども、基本的な考え方につきましては先ほどお答えしたとおりでございます。
- ◎吉良委員 わざわざ文部科学省から、2020年から2024年まで集中的に特別強化期間と定めて、補助金も3分の1から2分の1に上げて、本年度の3月末までに報告しなさいと受皿をつくっているわけですから、それに対して、最大限これだけ足りてないんですということを報告して、きちんと対応するというのが、教育条件を整備していく一番大事なところだと思うんですけども、それを今持ってないというのはおかしいですよ。それから予算化も含めて、文部科学省からどれぐらい補助をもらえるのかということも見ながら、日高特別支援学校やそのほかの6校含めて、計画を持っていないといけないと思うんですけども、持ってないんですか。
- ◎平石特別支援教育課長 現状でというところにつきましては、普通教室は、それぞれの 学校では対応できる状況にあるという報告としては受けております。
- ◎吉良委員 対応できるというのは、実際問題として特別教室を普通教室に転化したりした形で使っているんでしょう。それがあるから、今度の新しい知的障害特別支援学校もつくろうということなわけですから、現在不足している、転用していることを含めて、現状をしっかりと把握して報告するべきじゃないですか。
- ◎平石特別支援教育課長 現在の状況ということでございますけれども、工事等で整備していないということで、不足ではないということでございます。集中的な取組計画、特に知的障害特別支援学校を整備する計画につきましては、この整備によって特別教室等を元に戻せる計画というのも、具体的には今後考えていきたいと思っております。
- ◎吉良委員 今回の文部科学省の報告には、ゼロと報告しているんですか。それとも不足

している教室はこれくらいだと報告しているんですか。どちらですか。

- ◎平石特別支援教育課長 手元に資料がありませんので、また改めて御報告させていただきます。
- ◎横山委員長 後ほど、報告をしていただきますように。
- ◎石井委員 教育内容充実費のところで、県立の知的特別支援学校の卒業生の皆さんが就職率がすごくいい、全国的にも上位ということで、いい取組をされているんだろうなと思っています。今後もこの上位を続けていただければと思いますけれど、就職した後の定着率はどうですか。
- ◎平石特別支援教育課長 定着率につきましては、アフターケアの調査も取っているところでございます。昨年度でいうと、数としては今手元に持っておりませんけれども、昨年度就職して辞められたという方はいないとは聞いております。
- ◎石井委員 その後追いのシステムというか仕組みがあるということはいいと思いますの で、しっかり後追いしながら、就職してみてどういうところに問題があるのかとかいうこ とも含めて、課題解決に使っていただければと思います。その先に、デジタル教材を使っ てやるということなんですけれど。昔、研修で見たことがあるのが、PECSという絵な どがあって選んだりするものがタブレットの中ですぐできるようになるので、自分がしゃ べりづらくても、それを使って注文がしやすくなったりとかいうようなやり方、普通の社 会生活がしやすくなるというような、できることを増やしていくというようなことなのか なと思っています。こういう教材でもう既にいろんな民間的なところで取組されていると ころもあると思うんですけど、これがうまく進んで児童生徒たちもできることが増えれば、 もっと就職にも有利になってくるし、それを使いながら、どういう問題が起きたかという ようなことをOBの活動を見ながら新しい事業に生かしていく、そういうサイクルでやっ ていくとうまくいくんじゃないかと思います。その辺のことをどのように考えていますか。 ◎平石特別支援教育課長 ICTにつきましては、今委員から御指摘いただきましたこと は、学習という部分だけじゃなくて、生活の場面でもいかに活用していくかというところ であると思いますけれども、そういった絵を選択しながら、イエス・ノーや、私の欲しい ものは何かというようなところをきちんと選ぶというところによりまして、コミュニケー ションを代替するソフトなどもございますので、そういったものも導入しながら、学習場 面でも活用する、そして生活場面でも活用するということによって、子供たちの生活場面
- ◎石井委員 ぜひよろしくお願いしたいと思います。慣れたタブレットが卒業で回収されてしまうとできなくなったりということがあるのではと考えたりするんですけど、あげるわけにいかないのかは分かりませんけど、その辺もうまくやってもらえればと思います。取組に期待しております。

での豊かさというのも追求していきたいと考えております。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

- ◎横山委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。
- **◎三觜生涯学習課長** まず、令和3年度当初予算の概要につきまして御説明をいたします。 お手元の資料②議案説明書(当初予算)の655ページをお開きください。

まず、歳出について御説明いたします。

7分担金及び負担金は、オーテピア高知図書館で行う県市に共通する業務のうち、県立 図書館が主体となって企画、実施する企画広報業務などに係る経費に関しまして、県市の 費用負担割合に応じまして、高知市から負担金を受け入れるものでございます。

8 使用料及び手数料は、青少年センターをはじめとする青少年教育施設の使用料でございます。

9国庫支出金のうち、2国庫補助金につきましては右側の説明欄を御覧ください。生活 困窮者就労準備支援事業費補助金は、若者サポートステーションの事業に充てるものでご ざいます。

1 つ飛ばしまして、地域就職氷河期世代支援加速化交付金は、就職氷河期世代のうち、 長期にわたって無業状態にある方やひきこもり傾向の方を対象とした、若者サポートステ ーションにおける就労支援に充てるものでございます。

1つ飛ばしまして、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、市町村が実施する放課後子供教室や地域学校協働本部の運営への助成などに充てるものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、オーテピア高知図書館におきまして、感染症対策のための臨時休館にも提供できる非来館型サービスを充実するため、 県立図書館が所蔵する貴重資料の保存、有効活用に向けたデジタル化などに充てるもので ございます。

656ページに移りまして、12繰入金の1こうちふるさと寄附金基金繰入でございます。これは、こうちふるさと寄附金基金に積み立てている県立図書館の図書購入のためにいただきました寄附金を図書購入費の一部に充当するため、基金から繰り入れるものでございます。

次の14森林環境保全基金繰入は、自然体験型学習事業など環境学習推進事業費に充てる ものでございます。

14諸収入の6受託事業収入のうち、(14) 学校・家庭・地域教育支援事業収入は、早寝早起き朝ごはんなど、基本的な生活習慣の向上に関するフォーラムの開催に充てるものです。

次の(15)生涯学習受託事業収入は、オーテピア高知図書館の図書情報システムのネットワーク機器、業務用パソコン、セルフ式貸出機等の保守管理を行うに当たり、高知市の

負担分を受託事業収入として受け入れるものでございます。

15県債は、青少年センターのトレーニング室、空調設備更新工事等のほか、市町村が行う放課後児童クラブの施設整備の助成に充てるものでございます。

以上、当課の令和3年度歳入予算額は2億8,775万8,000円となっております。

次に、658ページをお願いします。歳出につきまして主な事業を中心に説明させていただきます。

まず左端の科目欄、上から3つ目の4学校施設等整備費でございます。右端の説明欄を 御覧ください。1青少年教育施設整備費のうち、1つ目の設計調査等委託料及び2つ目の 建築等工事請負費は、青少年センターのトレーニング室の空調設備の更新や幡多青少年の 家の屋上防水シートの改修などを行うものでございます。

659ページをお願いします。1生涯学習費でございます。

右端の説明欄の1生涯学習推進事業費の1つ目、若者サポートステーション事業等実施委託料は、進路未定のまま中学校卒業または高校中途退学した生徒や、ニート・ひきこもり傾向にある若者、また、おおむね40歳代の就職氷河期世代のうち、長期間にわたり無業状態にあるひきこもり傾向の方に対しまして、若者サポートステーションにおきまして、就学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進するものでございます。

1つ飛ばしまして、生涯学習活性化推進事業委託料は、生涯にわたって学び、学んだ成果を地域社会に生かす環境づくりに向けまして、生涯学習ポータルサイト「まなび場 Search」の運営や、生涯学習に関する相談業務などをNPO法人に委託して行うものでございます。

次に、5つ飛ばしまして下から2つ目になりますが、高知みらい科学館運営費負担金は、 高知市が設置運営を行います高知みらい科学館につきまして、県内全域を対象に事業を行 うことから、県市1対1の負担割合によりまして、県もその運営費を負担するものでござ います。

660ページをお願いします。2社会教育振興費でございます。

3つ目の社会教育振興事業費補助金は、高知県連合婦人会やPTAの連合組織など、社会教育団体に対して助成を行うものでございます。

次に、2つ飛ばしまして、3学校・家庭・地域教育支援事業費でございます。

1 つ飛ばしまして、特別支援学校放課後生活支援事業委託料は、特別支援学校の児童生 徒の放課後の居場所の運営を、保護者会に委託して実施するものでございます。

学び場人材バンク設置委託料は、放課後等における学びや体験活動を充実させるため、 市町村や学校等の求めに応じまして、人材の紹介や出前講座などを委託して行うものでご ざいます。

次に、3つ飛ばしまして一番下になりますが、地域学校協働本部事業費補助金でござい

ます。地域と学校が連携協働し、地域ぐるみで子供たちの成長を支え、地域を創生する仕組みであります地域学校協働本部の運営や活動に対して補助するものでございます。来年度の公立小中学校における地域学校協働本部の実施予定校数は、現在の273校から270校と減少いたしますが、これは学校の統廃合による学校数の減を含むものでありまして、実施校率で言いますと、現在の94.1%から95.7%へ増加する予定でございます。

なお、県立高校におきましては、来年度も8校が現在の予定となっております。あわせて、小中学校における地域学校協働本部の活動を、民生委員・児童委員の参画を得て、厳しい環境にある子供たちの見守り体制を強化しました高知県版地域学校協働本部へと発展させてまいります。今年度は既に6割以上の小中学校で高知県版の取組が実施されておりまして、今後も市町村の設置計画に基づき設置を進めてまいります。

661ページをお願いします。放課後子ども教室推進事業費補助金及び放課後児童クラブ推進事業費補助金、1つ飛ばしまして放課後児童クラブ施設整備事業費補助金は、放課後における子供たちの安全安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するため、留守家庭の子供の生活の場である児童クラブと、放課後において様々な体験交流活動を行う子供教室とを総合的に推進するものでございます。来年度の実施予定箇所数は、児童クラブが190か所、子供教室が141か所となり、97.3%の小学校におきまして、児童クラブか子供教室のいずれかが設置される予定となっております。

次に、1つ戻っていただいて、放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業及びICT化推進事業に対して補助するものでございます。

1つ飛ばしまして、家庭教育支援基盤形成事業費補助金は、市町村が行う子育て講座の開催など、家庭教育支援の取組について補助するものでございます。

次に、4環境学習推進事業費でございます。

1つ目の自然体験型学習事業費補助金は、森林環境税を活用しまして、小中学校が実施する2泊3日以上の宿泊体験活動と、NPO法人や青少年教育団体など民間団体が行う1泊2日以上の宿泊体験活動を補助の対象としまして、自然体験を通じて子供たちの生きる力を育てるものでございます。

次に、5青少年教育施設管理運営費でございます。こちらは、県が直接運営する青少年 センター及び幡多青少年の家の人件費や管理運営費、主催事業に係る経費のほか、香北青 少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザの4つの施設の運営に 係る指定管理委託料などです。

次に、662ページをお願いいたします。6図書館管理運営費でございます。

まず、上から3つ目の管理等委託料でございます。オーテピア高知図書館に係る施設管理等の業務に関しましては、地方自治法に基づく事務の委託によりまして、県立図書館に

係る事務の一部を高知市に委託しております。この管理等委託料は、光熱水費や清掃業務などといった施設の維持管理に要する経費のほか、書架整理など専門性を要しない図書館業務に要する経費などにつきまして、高知市に委託料を支出するものでございます。

図書館情報システム保守管理等委託料は、図書館情報システムの保守、セルフ式貸出機などの機器の保守等に要する経費でございます。

移動図書館バス運転業務等委託料は、県内の読書環境の向上を目的としまして、市町村 立図書館や学校、公民館などを巡回し、図書の配本などを行う移動図書館バスの運行に要 する経費でございます。

図書館資料電子化等委託料は、県立図書館が所蔵する貴重な郷土資料につきまして、資料をデジタル撮影し、ホームページでの公開用や保存用の画像データなどを作成するための経費でございます。

次に、1つ飛ばしまして冊子等作成委託料は、オーテピア高知図書館が行うイベントや 取組などを広く紹介するための機関紙「コトノハ」の発行や、図書館が行う課題解決支援 サービスを分かりやすく説明するリーフレットの作成を行うための経費でございます。

次に、3つ飛ばしまして下から2つ目の運営費負担金でございます。これは、県市共通業務のうち、高知市民図書館が主体となって実施する窓口サービスなどの業務に必要となる、会計年度任用職員の人件費や消耗品費、通信運搬費などの経費を、協定に基づきまして、県の負担分として2分の1を高知市に支出するものでございます。

最後に、運営費でございます。これは、県立図書館の図書購入費や市町村図書館等への 支援に係る経費など、県立図書館が単独で実施する経費のほか、図書館協議会や図書館サービス計画推進委員会の開催、事業の企画や広報業務など、県立図書館が主体となって実施する県市共通業務に係る経費でございます。

なお、記載はございませんが、平成29年1月に策定しましたオーテピア高知図書館サービス計画につきましては、平成29年度から令和3年度までの5か年の計画となっておりまして、現在、次期サービス計画の策定に向けまして準備を進めているところでございます。今年度実施したアンケート調査や図書館協議会、サービス計画推進委員会での御意見などを踏まえまして、令和3年秋頃をめどに策定する予定となっております。計画の案ができました段階で、総務委員会の皆様方に御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、生涯学習課の令和3年度歳出当初予算額は21億2,653万5,000円で、前年度当初予算比約8%のマイナスとなっております。なお、減額の主な内容は、図書館情報システム再構築作業の完了によるものでございます。

以上で、当初予算の説明を終わります。

続きまして、令和2年度2月補正予算について御説明をいたします。お手元の資料④議

案説明書(補正予算)の361ページをお開きください。

まず、左の科目欄、1生涯学習費の説明欄を御覧ください。1学校・家庭・地域教育支援事業費の1つ目、地域学校協働本部事業費補助金は、コロナ禍の影響によりまして、地域協働活動の日数などが当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

放課後子ども教室推進事業費補助金は、小学校を臨時休業したことに伴いまして、子供の居場所確保のため、子ども教室を追加的に改修したことにより生ずる経費に対する補助金を4月の専決で計上をしておりましたが、臨時休業が当初の見込みを下回ったことによる減額となっております。

放課後児童クラブ推進事業費補助金につきましては、本年度夏期休業期間の短縮によりまして、従事者の勤務時間が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

放課後児童クラブ施設整備事業費補助金は、市町村の整備計画の見送り及び国の別の事業を活用したことによる取下げなどに伴う減額でございます。

続きまして、362ページをお願いいたします。国庫支出金精算返納金は、平成30年度学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の市町村への補助金におきまして、私どもが事務書類の再点検を行った際に、市町村におきまして、補助対象経費を見込額のまま実績報告していたことが判明しまして、国に返還金が生じたことに伴う計上でございます。

次に1つ飛ばしまして、2環境学習推進事業費の自然体験型学習事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症予防による事業中止のため、自然体験型学習の実施校が当初の見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

3図書館管理運営費の図書館情報システム再構築等委託料及び図書館資料電子化等委託 料は、入札残に伴う減額でございます。

続きまして、363ページをお願いします。繰越明許費について御説明いたします。

学校・家庭・地域教育支援事業費は、市町村が行います放課後児童クラブの施設整備事業に係る経費につきまして、市町村の工事遅延のため1,432万5,000円を繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎三石委員 公文書館が去年の4月にオープンしたんですが、現状と課題がありましたら教えてもらえますか。
- ◎三觜生涯学習課長 公文書館に入居している生涯学習支援センターの現状と課題ということでよろしいでしょうか。

生涯学習支援センターにつきましては、4月から公文書館に入居させていただきまして、 生涯学習の相談や塩見文庫の管理、視聴覚ライブラリーの管理をしております。課題とい たしましては、生涯学習の相談や生涯学習自体の自主事業もやっておりますが、コロナの 影響で生涯学習講座自体が開けていない状態でございます。一部3密に注意して開催はしておりますが、なかなか御高齢の方も多いということもありまして、事業が十分開けていないというところもございます。

- ◎三石委員 あまりうまいこといっていないですか。機能はしているんですか。
- ◎三觜生涯学習課長 機能はしていると考えております。生涯学習のポータルサイトであります「まなび場 Search」という事業を委託しておりまして、そのポータルサイトの維持管理をしておりますが、この事業につきましては、県内の民間団体も含めて行っております。生涯学習の情報などをホームページにアップしていただいていますけれども、かなりの数をアップしておりますので、対面での講座というものはなかなか開けていない状況ですが、そういった学びの場の情報提供というところは、かなりやっていただいていると考えています。
- ◎三石委員 それと塩見記念青少年プラザ、塩見先生の横の木も枯れるかと思っていたんですけど、やっとできてよかったです。建て直して新しくなって何年になりますか。
- ◎三觜生涯学習課長 塩見記念プラザは、平成30年にオープンいたしましたので、2年半ぐらいたったところでございます。ほかの施設がコロナの影響で入館者が少なくなっているところではございますが、塩見記念プラザにつきましては、ほかの施設と比べまして比較的利用者の減り幅が少ない状況ではございます。7割ぐらいだったと思いますけど、ほかのところは大体5割ぐらいの状況で推移しているところでございます。
- ◎三石委員 建て替える前までは随分老朽化して大変な状況だったわけですけれども、新しくなって、ほかの施設に比べたら利用者も多いということですか。主に高校生が多いように聞くんですけれども、その比率というか、どういう状況かということと、委託をしていて同じところがずっとやっているのか、それとも変わっているのかも教えていただきたい。
- ◎三觜生涯学習課長 高校生の比率につきましては、後で御説明させていただきますが、 指定管理の状況でございますが、特定非営利活動法人たびびとというところが、平成24年 度から指定管理を継続してやっていただいております。たびびとにつきましては、比島の 交通公園なども受託されておりまして、青少年の支援をやっている法人でございます。指 定管理について、特に問題などは今のところございません。高校生等の利用に関しては、 いろいろ配慮して運営をしていただいているところでございます。
- ◎三石委員 利用者については、急には分からないですか。
- ◎三觜生涯学習課長 高校生の比率というところはございませんが、青少年の比率ですが、 今のところ利用者が2万3,218人おりまして、そのうち青少年が1万7,956人ということで、 七、八割といった状況でございます。
- ◎三石委員 せっかく施設も新しくなって、いろいろなものが整っていますので、いろい

ろな形でアピールしていると思いますけど、さらに宣伝して利用していただくようにして いただきたいと思います。

それと、生涯学習課の事業で、若者の学びなおしと自立支援や、生活困窮世帯の子供に対する学習、地域における学びを通したステップアップなど、人権教育・児童生徒課と非常に関係、連動している。急にひきこもりになったりじゃなく、やっぱり根っこがあるんです。そんなことで、課がまたがりますけれど、特に人権教育・児童生徒課と非常に関係があると思うんです。情報交換などはやられているんでしょうか。

◎三觜生涯学習課長 情報交換につきましては、若者サポートステーションのほうで年に 1回ではございますが、県内6地区に分けまして情報交換会をしております。そのメンバーには、県教育委員会はもちろん市町村教育委員会の方でありますとか、ひきこもりがちな方ということで福祉部局にも来ていただいていますし、福祉保健所の方にも来ていただいて、若者サポートステーションの取組を御紹介したり、逆に市町村の教育委員会とか福祉部局でやっていること、また困っていることの情報交換などをする場を設けて連携させていただいています。

◎三石委員 それで資料がここにあるんですけど、不登校にしても全国18.8人に対して本 県は小中学校22.4人とか、高等学校の場合は全国が15.8人に対して本県は19人で、非常に 多いんですね。これも今言ったように、人権教育・児童生徒課と本当に関係しているんで す。これは後で人権教育・児童生徒課の事業の中にも出てきます。不登校や中退について、 非常に関係があるので、もっともっと連携して、情報交換をしてやっていく必要があると 思うんですが、その辺りはどう思われますか。

◎伊藤教育長 今御指摘いただいたとおりです。今年度から第2期の教育大綱を進めるに当たりまして、今までも御説明してまいりましたように、横断的な取組として不登校への総合的な対応という項目を立てております。それに併せまして、今委員から言われたように各課が連携をした取組をしていかないといけないということで、今年度から教育委員会事務局の中に人権教育・児童生徒課の課長をトップにして関係課長会議を立ち上げまして、定期的にその会議によって施策横断的な取組をするように進めております。

ですから、単に生涯学習課だけとか人権教育・児童生徒課だけということではなくて、小中学校課なども含めて、それぞれ、今回は不登校対応ということですが、不登校対応が先ほど言いました全てのひきこもりなどと絡んできますので、そういった中で事務局全体で対応できるという体制につくって、取組を進めさせていただいております。

◎三石委員 ぜひ、そういうことでやっていただきたい。

◎橋本委員 学校・家庭・地域教育支援事業費に関係して質問させていただきたいと思います。設置率が97.3%というお話がありました。残り数%なんですけれども、この設置をされてないところに対して、どういう手だてを今後していくのか。全ての児童が放課後に

安心して安全に過ごせるように、そうした地域の皆さんとの連携がしっかりと果たせるようにということで、全ての児童が対象ですので、その辺どうあるのかということと、もう1つは、一応97.3%の設置率なんですけれども、設置をした子ども教室や児童クラブのほうに児童全てがそこに行けるのか、待機児童がいないのか。そういうことに対してはどういうふうに今なっているのか、少し説明をいただきたいと思います。

◎三觜生涯学習課長 まず、実施率97.3%というところで、そこにつきましては、あと5校となっております。その5校の内訳としまして、郡部の非常に小さい学校になっております。全校生徒が20人もいないような学校になりますが、そこにつきましては、ニーズが余りないということもあると思うんですが、地域の人が日頃から目が届いているということもあろうかと思います。私どもとしましては、やはり小人数でも安心して放課後に過ごせる場所が必要でございますので、市町村の教育委員会にはこういう補助金もございますので、ぜひ設置を働きかけていきたいと考えています。

そして、待機児童のお話がございました。待機児童につきましては、都市部を中心に発生をしております。待機児童数が、令和2年の7月に状況調査をしておりますが、このときに139人という人数になっております。待機児童が発生している市町村数としては8市町で発生をしておりまして、この発生につきましては数の見込みによって施設整備をしたりといったことで対応をしていただくように、年に1回市町村を訪問して実施状況の調査もさせていただいていますし、こちらからいろんな働きかけもさせていただいていますので、そのときに状況も伺いながら、施設整備等を図るようにお願いしていきたいと考えております。

◎橋本委員 設置率が97.3%であと5校設置ができていない。それは小さいところで、要はニーズがないというような話だったと思います。それでいいのかというのは、疑問なところが非常にある。やはり学校というのは継続性がずっとありますので、その辺の問題は確かにしっかりと受け止めて対応しなければならないんだろうと思います。

それともう1つは、待機児童についてです。139人の待機児童がいるということで、先ほどの課長の答弁だと、要は施設の狭隘化の問題、整備の問題というのが一番大きいとだけだったんですが、それだけなんでしょうか。例えば児童クラブとか子供教室に携わる皆さんのマンパワーが足りないとか、そういうことはないのか。そしてこれを解消に向けて、県としてはどうするのか。施設なら、ある程度お金を出せば解消できるんでしょうけれども、マンパワーの問題になってくると、そういうわけにはいかないのではないかと思いますが、その辺は市町村としっかり話ができているのか。解消に向けての対応策というのは、どういうことを今県は考えているのか、そのことについての答弁をいただけますか。

◎三觜生涯学習課長 施設なんですけれども、やはり施設整備とそれからそこに従事する 方のマンパワーというのは、おっしゃるように必要でございますし、そこも1つの課題と なっております。人の確保につきましては、放課後児童クラブには要件がございまして、一定の研修を受けた方を配置しないといけないということがございますので、毎年研修を実施しておりますし、参加しやすいような研修の在り方というのも考えていきたい。ウェブで可能であればウェブの研修もありましょうし、認定研修のほうはまだウェブOKということにはなっていませんので、これは毎年開催をして、確実に資格を持った人を育成していくというところが1つございます。

それと人材難ということも聞いておりますので、そこにつきましては、県教育委員会を退職される方に、放課後児童クラブや子供教室の支援をしていただけないでしょうかということで、業務の紹介、学習支援などと一緒に興味のある方にリストをいただくということもしています。もう1つは、高知家の女性しごと応援室という人材紹介をするところがございますので、そこに求人票を置いていただいて、短時間で働きたいという方もたくさんいらっしゃると聞いておりますので、児童クラブなどはまさに短時間の勤務が可能ということで、そこでうまくマッチングができないかと求人票を出していただくように市町村にもお願いをし、人材の確保に努めているところではございます。

◎橋本委員 御苦労もされているんだと思います。でも、あれもやっています、これもやっていますと言うだけでは、実効性のあるものには多分ならない。しっかりそういうことで実効ある形に整えていただければありがたいと思います。ただ、この問題については、全ての児童がということが一応メインテーマですから、これについてしっかり向き合うようにお願いをしておきたいと思います。

◎西森委員 ブックスタート応援事業実施委託料について教えていただきたいと思います。 啓発用のチラシを作成して、各市町村、保育所などに配布するという委託料ということな んですけれども、実際ブックスタートを各市町村でされているところというのはどれくら いあるんですか。去年と比べて予算が若干増えているかと思うんですが、市町村でそれを やっているところというのは確実に増えてきているということなんでしょうか。

◎三觜生涯学習課長 ブックスタートを実際に市町村でどれだけやっているかというところは、ちょっと把握はできていないところはございますが、県としてはブックスタートのために推奨する絵本をまとめた冊子をこの事業で印刷して、各市町村の教育委員会、図書館、母子保健課、それから保育所や認定こども園など保育関係のところにお配りをさせていただいています。これをもとに、母子で、その年齢に合った絵本の購入や図書館で借りていただくということの参考としていただきたいという趣旨で、お配りをさせていただいているところでございます。

◎西森委員 このブックスタートが始まったのが10数年前になろうかと思うんですけども、 そのときは県が積極的にこのブックスタート事業を進めていっていたという記憶があるん です。そういう中で、今は恐らくブックスタート事業自体に対しても、県の補助などがな くて、市町村としてやっていってくださいという形になっていったと思うんです。そういう中で、どういう本がありますというリストや啓発用のチラシに関しては、県として作ってお配りをするようにしますというのが、今回の委託料だと思うんですけれども、そういう中で県としてのブックスタート事業に対する意識はどんな感じなんですか。市町村がやるところはやってもらえればいいけれども、県としてそれを積極的に支援をするという、そういうスタンスではもう今はなくなっているという感じでいいんでしょうか。

- ◎三觜生涯学習課長 確かにこのブックスタートが始まったときに、県内の新生児に県が本を配布していたということがございました。それは平成の十四、十五年くらいでしたが、その後、やはり財政難等がございまして、今の形になっているというところです。当課としましては、やはりお一人お一人に本をお配りするのはなかなか難しいことがございますので、推奨できる本の御紹介や読み聞かせの方の養成講座もやっておりますので、そのボランティアと子育て支援センターなどで、お母さんと赤ちゃんに読み聞かせの大切さや読み聞かせのやり方を一緒に学んでいただくような講座などを推奨していけたらと考えていますので、本の配布は今は難しいかと考えておるところでございます。
- ◎西森委員 分かりました。県として、どれぐらいの皆さんに、市町村にやってもらおう、こういったチラシを配布することによってやってもらおうという目標などは持たれた上での予算計上ということでしょうか。
- ◎三觜生涯学習課長 全市町村にはお配りをさせていただいていますし、先ほど申し上げました図書館や子育て支援センターや保育園に全部で3,470部、プラス保育園等に321部ということでお配りをさせていただいています。各御家庭に1冊はちょっといかないかもしれませんけれども、かなりカバーはさせていただいていると思っております。
- ◎西森委員 このブックスタート事業は非常にいい事業だなとずっと思ったりしていました。せっかくそういったどんな本があるというリストや、また、啓発用のチラシを配るということであれば、ある程度の目標なりをしっかり立てながら進めていっていただきたいということをお願いさせていただきたいと思います。
- ◎金岡委員 自然体験型学習事業ですが、2泊3日または1泊2日というお話でしたけれど、具体的にどんなことをやられているのか、あるいはやろうとしているのか。
- ◎三觜生涯学習課長 2泊3日のものにつきましては、学校主体で実施をしておりまして、 青少年教育施設の室戸少年自然の家や香北青少年の家、幡多青少年の家などに泊まっていただいています。森林環境税を財源でいただいておりますので、森林環境学習を必ずすることを要件としておりまして、内容は参加校それぞれでございますが、ウオークラリーをしたり、森林に関する学習ということで四国森林管理局の方に来ていただいて森林の大切さなどをレクチャーしていただく時間を持っていただいたり、地域人材の森林組合の方や林業をされている方をお招きして間伐体験などをしている学校などもございます。基地を

つくったり間伐の必要性や災害との関わりの学習、そのほか木工教室なども実施をして、 自然の森林環境学習をやっていただいております。

◎金岡委員 結構なことだと思うんですけれど、ただ参加した、面白かった、それで終わりですということになったら、環境教育も何もなくなるので、その辺はただ単にお客さんにならないように中身を考えていただいたらいいんじゃないかと思います。要望しておきます。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

ここで昼食のため、休憩とします。再開は午後1時10分とします。

(昼食のため休憩 11時54分~13時9分)

◎横山委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

御報告いたします。午前中の委員会で吉良委員から、特別支援教育課に質疑のありました文部科学省への報告について、特別支援教育課から追加で説明をしたいとのことですので、これを受けることにします。

それでは、特別支援教育課の説明を求めます。

◎平石特別支援教育課長 午前中に質問のありました件につきまして、こちらの答弁が不 十分でございましたので、改めて説明させていただきます。

まず、特別支援学校における教室不足調査ということにつきましては、令和元年7月の令和元年度調査において、高知県の特別支援学校では、教室をカーテン等で仕切るといった簡易的な対策ではなく特別教室を改修工事によって間仕切るなどして、学習に支障がないように対応を行ってまいりました。そういったところもありまして、普通教室の確保というところにつきましては、不足はゼロという報告をしていると、これは午前中に報告したとおりでございます。

ただし、今年度はこの調査は実施されておらず、隔年とか二、三年に1回の調査でございますので、新しい数字はないということでございます。

なお、高知県におきましては、県中央部の知的障害特別支援学校の狭隘化等の課題に対応するため、令和元年度に設置した「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」の提言をいただき、令和2年度の開校を目指して、新しい知的障害特別支援学校の設置の計画も進めております。

特に、文部科学省からは、特別支援学校における教室不足の解消についてという通知を いただきまして、令和2年度から6年度までの期間においての取組につきまして、集中期 間に合わせて国庫補助の算定を行うという事業に、県教育委員会としましてもエントリー をしております。この辺りの調査というところと、このエントリーというところが、混ざりながらお答えしている部分がございましたので、十分な説明になりませんでした。吉良委員から御指摘がありましたとおり、その事業につきましては、県としてもしっかりとエントリーさせていただいているということを報告させていただきたいと思います。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 特別教室の広さや数が減っているわけですので、普通教室は支障がなく不足はゼロということなんですけども、山田特別支援学校は作った作品や作業におけるいろんなものを特別教室に置けないという事態も起こっているわけですから、それを元の広さに戻すということの予算、これも文部科学省が今そういう気になっていますので、要求するべきだと思うんですが、それについてはいかがですか。
- ◎平石特別支援教育課長 特別教室を元に戻す際にというところについて、補助金の対象になればということにつきましても、また研究もいたしまして、状況によってエントリーできるということであれば、エントリーもしていきたいと思います。
- ◎吉良委員 要するに、集中期間のその文部科学省の報告は、本年度末までにもう既に済んでいるということで、それに対応して、今回新しい学校もつくるし、必要な整備を行っていくという御報告として捉えてよろしいですか。
- ◎平石特別支援教育課長 総合的に整備をしているということで御理解ください。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

〈文化財課〉

- ◎横山委員長 次に、文化財課の説明を求めます。
- ◎中平文化財課長 文化財課の令和3年度当初予算及び令和2年度補正予算について御説明をいたします。お手元の資料②高知県議会定例会議案説明書(当初予算)の664ページをお願いいたします。

令和3年度当初予算の一般会計歳入でございます。主なものについて御説明をいたします。

中ほどの9国庫支出金の2国庫補助金13教育費補助金9,399万円につきましては、文化財の保存や調査等の事業に対する文化庁からの補助金です。令和2年度と比べまして、約2,188万円の増額となっております。

下から4番目の1受託事業収入につきましては、国直轄の公共事業であります安芸道路におきまして、埋蔵文化財の発掘調査を行います国土交通省からの委託に伴うものでございます。令和3年度は安芸道路金政遺跡の約4,000平方メートルの発掘調査が始まりますことから、前年に比べまして6,051万5,000円の増額となっております。

666ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。

5 文化財費でございます。令和 3 年度の当初予算額は 7 億6, 259万5,000円で、前年度と 比較しますと 4 億7, 286万6,000円の増額となっております。

主な要因といたしましては、高知城の防災設備の改修工事や、国直轄の公共事業であります安芸道路の発掘調査が始まりますことに加えまして、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の土地購入費を計上したことなどによるものでございます。

それでは、主なものについて、右の説明欄に沿って御説明をいたします。

1 高知城保存管理費につきましては、高知公園の管理運営や高知城を重要文化財及び国指定史跡として適切に保存整備を行っていくための費用でございます。

上から2つ目の高知公園管理運営委託料につきましては、高知公園全体の管理運営業務を行います指定管理者に対する委託料です。指定管理者は、平成30年度から令和4年までの5年間、入交グループ高知公園管理組合を指定しております。

次の高知城保存整備等事業委託料につきましては、平成30年度から実施をしております 高知城石垣カルテのほか、高知公園の支障木の伐採や石垣改修工事に伴います発掘調査な どを行いまして、文化財としての遺構保存と公園利用者の安全確保を図ってまいります。

1 つ飛ばしまして高知城保存整備工事請負費につきましては、防災設備改修工事と弓道場西側の石垣の改修のほか、天守西面の外壁のしっくいの補修工事を行うこととしております。

このうち防災設備の改修工事につきまして、その概要を御説明いたします。お手元の総 務委員会資料、議案説明資料の文化財課のインデックスのページをお願いいたします。

高知城の防災対策でございます。高知城は高知県を代表します文化財建造物でございまして、火災等により一旦滅失毀損すれば、取り戻すことができないかけがえのないものでございます。既存の防災設備は、昭和30年代から50年代にかけて整備したものでございまして、老朽化が著しくなっております。フランスのノートルダム大聖堂や沖縄県の首里城の火災の教訓を踏まえまして、緊急に火災への備えを強化する必要がございますので、今回の工事では、老朽化した設備の改修に加えまして、天守や本丸御殿にスプリンクラーを新設しますとともに、追手門へ消火設備を新設することとし、初期消火対応を強化するなど、抜本的な防災機能の向上を図ることとしております。

中段の主な設備更新内容について御説明をいたします。まず、上段のスプリンクラーの新設でございます。天守、懐徳館及び納戸蔵へスプリンクラーを新設することとしております。スプリンクラーは湿式予作動式という、誤作動が少なく、少ない放水量で消火機能が確認できる初期の消火システムを導入することとしております。これは現在、世界遺産で国宝でもあります姫路城で導入をされているシステムでございます。また、現在、国宝の犬山城、松江城でも、同システムの採用を予定していると聞いているところでございます。

反時計周りで説明をさせていただきます。放水銃の更新でございます。放水銃の更新を 行いまして、操作を自動化することで即応性の向上を図ってまいります。

次に防火水槽の改修・増設としまして、既存の4か所の水槽を改修しますとともに、梅 ノ段及び追手門付近に水槽を増設することとしております。

ポンプ設備は、現在の2か所から4か所に増設をしまして、送水能力を確保することと いたしております。

防犯設備といたしましては、監視カメラを14台増設して18台、炎感知器を26台増設し87台といたします。このほか防犯灯・人感センサーの新設を行うこととしております。

その他、屋内外の消火栓の更新・増設や自動火災報知設備の更新・増設を行いまして、 抜本的な防災機能の向上を図ることとしております。

お手元の資料②議案説明書(当初予算)にお戻りください。667ページをお願いいたします。

2 文化財管理調査事業費でございますが、これは文化財の新たな指定、これまでに指定 しております文化財を保護活用するための調査や市町村保存団体等に対する助成等に要す る経費でございます。

3つ目の調査委託料は、特別天然記念物のニホンカモシカにつきまして、生息状況等についての調査を専門機関に委託して行うものでございます。

3項目下の公有財産購入費につきましては、現在財務省が所有しております旧陸軍歩兵第44連隊跡地にある高知市曙町の土地5,516.94平方メートルを、不動産鑑定評価に基づき購入するための費用でございます。具体的には、財務省と見積り合わせを行った上、購入額を決定するということになっております。

それから2つ下の文化財保存事業費補助金でございますが、こちらは、国、県の指定文 化財でございます建造物や天然記念物などの修理や、民俗芸能の伝承などの活動を支援す るための補助を行うものでございます。42件の補助を予定しております。

続きまして、3埋蔵文化財発掘調査事業費は、国直轄の公共事業に伴って必要となります埋蔵文化財の発掘調査につきまして、国土交通省からの委託を受けて行いますものや、 今後発掘調査が見込まれます箇所の試掘調査、また埋蔵文化財包蔵地の管理等に要する経費でございます。

調査委託料は、国から委託を受けた発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に委託をして行うものでございます。令和3年度は先ほど申しましたとおり、安芸道路の金政遺跡の調査を予定しております。

次の遺跡情報公開システム運用保守委託料につきましては、平成26年度から埋蔵文化財 包蔵地などの埋蔵文化財関連情報をホームページで公開をしておりますが、このシステム の運用保守に係る委託料でございます。 668ページをお願いいたします。4 埋蔵文化財センター管理運営費は、南国市にございます県立埋蔵文化財センターの管理運営を行います指定管理者に対する委託料でございます。指定管理者は公益財団法人高知県文化財団を指定しておりまして、庁舎の管理運営のほか、これまでに発掘しました埋蔵文化財の保存や展示、また、児童生徒を対象といたしました考古学教室の開催など、埋蔵文化財に関する広報・普及の活動を行っていただいております。

669ページをお願いいたします。次に、債務負担行為について御説明をいたします。

こちらは歳出の項でも説明をいたしました高知城の防災設備の改修に係るもので、令和 3年度から5年度で3億2,790万4,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

内訳としましては、改修工事費 3 億270万7,000円、施工管理委託料の2,519万7,000円を 予定しております。これに先ほど御説明をいたしました当年度の事業費と合わせまして、 全体事業費 4 億1,394万1,000円で改修工事を実施するものでございます。

以上が令和3年度当初予算でございます。

次に、お手元の資料④議案説明書(補正予算)365ページをお願いいたします。

令和2年度の補正予算について御説明をいたします。全体で395万3,000円の減額となっております。

右側の説明欄をお願いいたします。まず、1文化財管理調査事業費ですが、新型コロナウイルス感染症拡大を受けまして、会議や出張を見直したことによります旅費の減額となっております。

2 埋蔵文化財発掘調査事業費ですが、調査委託料につきましては、国土交通省から委託を受けた国直轄の公共事業等に伴います埋蔵文化財の発掘調査業務を、公益財団法人高知県文化財団に委託をして行っておりますが、このうち人件費が減額となったことによるものでございます。

また、試掘調査、確認の調査箇所が当初計画の13か所から10か所に減少したことによります事務費も減額をしております。その他、文化財管理調査事業費と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けました会議や出張の見直しをしたことに伴います旅費の減額をすることとしております。

次に、367ページをお願いいたします。最後に、繰越明許費について御説明をいたします。 高知城保存管理費4,652万7,000円につきましては、高知城梅ノ段、北側石垣改修工事に つきまして、当初予定をしていなかった想定外の遺構が確認されたことに伴いまして、設 計内容の見直しが必要となり、調査期間の延長をする必要ができたものでございます。

また、詰門及び廊下門の外壁のしっくい補修工事につきましては、設計に日時を要しま したことなどから、繰越しをお願いするものでございます。

次の文化財管理調査事業費2,133万円余りは、土佐神社及び朝倉神社などの保存修理事業

で、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、工事に必要な資材の確保が遅延しましたことや、耐震診断により構造補強工事が必要となったことなどから、繰越しをお願いするものでございます。

以上で、文化財課の説明を終わります。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 第44連隊跡地のことですけれども、やっとめどが立ってきて、次はどういう ものを展示して、それをどのように活用していくのかということが出てくると思うんです が、それについてスケジュール的なものを示していただけませんか。
- ◎中平文化財課長 この土地を購入するに当たりまして、令和2年度に保存活用計画の基本方針ということで、外部委員も交えて検討していただきました。それを踏まえて今回購入をするということでございますが、今後の具体的な保存活用の方針につきましては、文化生活スポーツ部と協議しまして、具体的に今後どういった方法でやるかということを、来年度に概略の検討をすることにしております。それを踏まえまして、建物の改修の基本設計ということで、予算を御提案させていただけたらと考えております。
- **②吉良委員** ひとまずは県庁内だけで検討するような形で、その後はやはり民間の方々も 含めた検討委員会なり、活用の仕方についてご意見をいただくような場も必要だと思うん ですけども、それについては何かありますか。
- ◎中平文化財課長 基本検討委員会のほうで、県内の専門家及び県外の民間の専門家の方に入って御意見をいただいております。ですので、来年度の検討委員会では県と関係の埋蔵文化財センターや高知城歴史博物館の専門家の方に御意見を頂戴しながら、基本的なところを固めていきたいと思っております。あと、民間の方からもこれまでいろんな御提案もいただいておりますので、そういったものも参考にしながらどういったことができるのか、検討していきたいと考えております。
- ◎吉良委員 ぜひ県民の御意見を聞きながら、県民の大事な施設として活用が図られることを要望しておきたいと思います。
- **◎三石委員** 銃砲刀剣類登録審査委員報酬41万4,000円について、3名の方で月1回やっているんですね。構わない範囲で具体的に、どういう方でどこから来られて、大体どのぐらいの時間拘束されるのか。銘を見たりいろいろされていると思うんですが。
- ◎中平文化財課長 現在、委員3名にお願いをしております。毎月第2火曜日に午後から 刀剣の審査をお願いしております。審査は1時半から4時ということでやっていただいて おりまして、年間の予算ベースでございますが、大体130件程度の刀や銃砲・刀剣の審査を していただくこととしております。3名の委員のうち、1名は元県庁OBで、かなりの重 鎮の方で、それ以外につきましては、四万十市のほうから刀を作っている方に一昨年から 委員にお入りをいただきました。あと1名は、県警のOBの方で今年度から委員に入って

いただいています。この3名の方でやっていただいておりますが、ベテランの先生にこの 後から入った2人が、いろいろ技術を教わりながらやっているという状況でございます。

- ◎三石委員 お1人は四万十市のほうから来られている方ですね。予算の41万4,000円をどういう形で報酬として出しているんですか。ただ単純に3で割るとか、ベテランの方が多いとか。
- ◎中平文化財課長 委員の報酬は日額で9,000円をお支払いしております。ベテランの方も新しい方も同額でございます。その他、四万十市からお越しの方につきましては、旅費の実費ということでお支払いをしております。
- **◎三石委員** 四万十市から来られている方の旅費は大体どのぐらいですか。
- ◎中平文化財課長 高速料金込みで約7,000円程度だと思います。
- ◎三石委員 7,000円プラス9,000円ということですね。あとは高知市内の方なんですか。
- ◎中平文化財課長 市内の方です。
- ◎三石委員 1人ベテランの方と言われましたね。こんな銘を読むというのは、なかなかこれはすぐにやれと言われてもやれるようなことじゃないですよね。これは熟練というか、経験を積んでいないと分からない、特殊な業務と思うけれども、そういうことを考えたときに9,000円というのは安いような気もするんです。これは前も言ったことあると思うんです。
- ◎中平文化財課長 委員から前回もそういったことで御意見をいただきまして、全国的にも少し確認をしてみました。高知県は標準よりちょっと上ぐらいの単価になっています。時間では半日という拘束料にしてはお支払いをしておると。金額だけ見ればそういう状況でございますが、委員御指摘のとおり、かなりの専門的な知識が要るということですので、何とか方法はないかと考えてみましたけれど、やはり現在のところ県がいろいろな会などで民間の方を招聘したときの単価が9,000円と統一になっていますので、なかなかいい知恵がないというところが正直なところです。
- ●三石委員 全国的な平均よりか若干いいということだけれども、どこかが引き上げてやらないと、これは本当に特殊な仕事です。やりなさいと言われたらやれますか、やれないですよ。やれないということだから登録したくても登録できないということですね。本当に特殊なことなんです。半日と言いますけれど、当然四万十市から来れば丸々1日潰れます。高知市内に来るだけで2時間ぐらいかかって、帰りも2時間かかる。高知市内だってそうですよね。半日間拘束といっても、OBといっても、こんな特殊なことをやるわけですから、他県もこうだからということじゃなくて、やっぱり報酬も少ないより多いほうがありがたいですし、それだけの価値があることですが、どうなんでしょうか。
- ◎中平文化財課長 非常に御心配していただきまして、ありがとうございます。私どもの 気持ちも全くそのとおりでございますので、さらに他県のことなども勉強して、またそう

いった労働の対価というか、見合う報酬が払える方法がないのかどうか、財政当局も含めて少し検討させてもらいたいと思います。

- ◎三石委員 私はこのことを頼まれたわけでも何でもないですよ。登録をするというのはこれ素人じゃできないんです。大変なことなんです。あそこまでやるといったら、勉強もして。それにやっぱり見合うだけのものをやらないと。学者などに講演してもらって10万円、20万円を出していますよね。ぜひ本県は本県独自で、ちょっと検討してやってください。
- ◎金岡委員 防災対策ですが、かなりのお金をかけて消火栓あるいは放水銃とかスプリンクラーとか整備をされるようで、これは大事なことで、ぜひともきちんと進めてもらわないといかんのですが、この操作マニュアルというか、そのまま消防署へ通報というか、自動で鳴るようになっていると思うんですが、出動して、それから消火活動をするのか。果たしてどういう方がどういうふうに使うのかという手順はできているんですか。
- ◎中平文化財課長 設備を入れてから、具体的な操作方法につきましてはそれからということになりますが、現在知り得ている範囲では、例えば放水銃につきましては、現在でしたらホースをつないでそれから水を出すということでかなり手間暇かかりますけれど、今度は火災報知器が鳴って、火災だということが目視できれば、ボタン1つ押せば、水が飛んでいくということになっています。かなりの時間的な短縮になろうかと思っています。それと、実際のところ消防署の方がおいでいただくということには時間を要しますので、それまで待っていたら初期消火ができませんので、お城の上で完結できるような形で、今後導入後はどう使うかという訓練が非常に大切になってくると認識しております。
- ◎金岡委員 そこのところが一番大事だと思うんです。特に屋外消火栓9か所、屋内消火栓が14か所と全部で23か所、それから放水銃があって、ポンプは自動で回るとしても、かなりの人員がそのまま必要になってくるというような状況にありますので、設備はしたけれども全くそれが使えないということでは何にもなりませんし、そこのところはきちんとやってもらいたいと思います。

それからもう1点、これは消防署が考えてやることだと思いますが、堀の水は取れるんですか。

- ◎中平文化財課長 堀の水をくみ上げてということは今は考えておりません。それ以外にポンプを増設しまして、下から水を上げていくということで、間に合うようになっています。
- ◎金岡委員 間に合わなかったら困るんですけども、万が一大火災になったときには水が 多分足りません。やっぱり最悪の場合も考えて、堀の水も取ってやるというぐらいの考え 方を持たなければならないんじゃないかと思いますので、御検討いただけたらと思います。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、文化財課を終わります。

〈保健体育課〉

- ◎横山委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。
- ②前田保健体育課長 初めに、令和3年度当初予算について、主要なものを中心に御説明させていただきます。資料②議案説明書(当初予算)の670ページをお願いいたします。

歳入予算の特定財源について御説明いたします。

9国庫支出金の2国庫補助金です。右側の説明欄を御覧ください。

まず、要保護児童生徒援助費補助金については、県立中学校及び特別支援学校の要保護 児童生徒の医療扶助及び県立学校の給食扶助に関わる補助金でございます。

2つ目の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、経験豊かな退職養護教諭を学校に派遣しますスクールヘルスリーダー派遣事業に関わる補助金でございます。

次の教育支援体制整備事業費補助金は、顧問に代わって単独での指導や引率ができる運動部活動指導員配置事業に係る補助金でございます。

3委託金についてです。まず、スポーツ振興事業委託金については、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けての実践研究を行う地域運動部活動推進事業の委託金でございます。

次の初等中等教育等振興事業委託金は、がん教育総合支援事業の委託金でございます。

14諸収入は、県立学校体育施設開放事業に伴い、利用者から徴収します光熱水費などの収入でございます。

次に、歳出予算について御説明いたします。671ページをお願いいたします。

- 2児童費の3保健体育費です。右の説明欄を御覧ください。
- 1 学校給食推進費は、学校給食の運営普及充実と食育に関するものです。 1 つ目の健康 診断委託料は、県立学校の給食従事者に対する健康診断委託料です。
- 2つ目の衛生管理研修会実施委託料は、学校給食における衛生管理の徹底と職員の資質 向上を図るため、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、衛星管理・食育研修を開催す るものです。
- 3つ目の食育推進事業委託料は、望ましい生活習慣の基礎となる朝食の摂取を推進する ために、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、ボランティアによる食事提供活動の充 実を図るものでございます。
- 1 つ飛ばしまして、5 つ目の定時制高等学校夜食費補助金は、高知商業高等学校定時制の勤労学生の学校給食に要する経費の一部を補助するものです。
- 6つ目の給食扶助費は、県立学校の要保護及び準要保護生徒の給食費を扶助するものです。

事務費の主なものとしましては、県立夜間定時制高等学校の勤労生徒の学校給食に要す

る経費や、学校給食衛生管理指導に要する経費などです。

2 学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものです。 1 つ目の学校医等報酬は、学校三師、いわゆる学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬です。

2つ目の健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料です。

672ページをお願いいたします。1つ目のがん教育推進事業委託料は、新学習指導要領に対応した学校におけるがん教育の普及啓発及び地域の実情に応じたがん教育の取組を推進するため、市町村教育委員会に委託するものでございます。

2つ目の学校医等配置委託料は、学校三師の配置を医療機関に委託するものでございます。

5つ目の医療扶助費は、県立学校及び特別支援学校小中学部の要保護等の児童生徒が虫 歯等の学校病にかかった場合の医療費を扶助するものでございます。

事務費の主なものは、養護教諭等の研修、スクールヘルスリーダー・がん教育外部講師 派遣に関わる経費でございます。

3学校体育推進費は、子供の体力・運動能力の実態調査を実施し、その結果を学校体育活動に活用したり、遊びや運動の機会を増やしたりすることにより、体力・運動能力の向上を図るものです。また、教員の指導力向上を図るための研修会への派遣や、運動部活動の指導に地域の指導者を活用し、運動部活動の活性化を図るものでございます。

1つ目の大会運営委託料は、中学校、高等学校、定時制通信制の県大会における運営を競技団体に委託するものなどでございます。

2つ目の動画制作委託料は、小学校、中学校の9年間を通した系統的な体力・運動能力 向上プログラムの実技動画作成を民間業者に委託するものでございます。

3つ目の地域運動部活動推進事業委託料は、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けての実践研究を、総合型地域スポーツクラブや市町村教育委員会に委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、6つ目の全国高等学校総合体育大会実行委員会負担金でございます。 赤いインデックスの議案説明資料、保健体育課の1ページをお願いいたします。

全国高等学校総合体育大会、通称インターハイが令和4年度に四国ブロックでの開催が 予定されており、本県では水泳やソフトボールなど8競技10種目を行うこととしておりま す。事業概要等に記載のとおり、高知県でのインターハイの開催は平成10年大会から実に 24年ぶりで、総合開会式につきましては徳島で行われることとなっております。

インターハイは、教育の一環として、高校生のスポーツ実践の場、スポーツ精神高揚の機会となるとともに、地元の高校生が高校生活動を通じて、運営を支えたり交流したりすることによって、青少年の育成を図ることを目的としております。

高知県での実施内容(案)としまして、開催期間が令和4年7月26日から8月23日を予

定しており、選手、監督、役員、補助員合わせて約1万5,000人のほか、多くの観客を見込んでおります。競技会場は、表にありますとおり高知市及び南国市の各施設で現在調整中です。なお、競技会場や競技ごとの日程につきましては、4月下旬に開催される全国高等学校体育連盟総体中央委員会において正式に決定される予定となっております。

取組内容としましては、開催2年前である令和2年度は、高知県開催市の高知市、南国市、本県開催の競技関係者を中心とした高知県準備委員会を設置し、開催準備を進めてまいりました。令和3年度は開催前年となることから、交通輸送、医療、宿泊など、幅広い関係者を構成メンバーとした高知県実行委員会を3月18日に設立し、4月から事業を開始していきたいと考えております。

負担金は、この令和4年度全国高等学校総合体育大会実行委員会への負担金でございます。当負担金につきましては、教育長が会長となる予定である令和4年度全国高等学校総合体育大会高知県実行委員会に対する支出となることから、双方代理の事前許諾をお願いいたします。教育長が代表である団体への負担金につきましては、民法第108条の双方代理の関係に当たり、同一の法律行為について、相手方の代理人として、または当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなすとされております。実行委員会においては、負担金の申請、請求、受領などの権限を副会長に委任し、双方代理を解消する予定ですが、加えて、同法同条、ただし債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りではない、を踏まえまして、双方代理による契約を有効なものにするため、教育長が代表である団体への負担金であり、議会から事前許諾をいただきたく御説明をさせていただいております。

元の資料の672ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

一番下の部活動指導員配置促進事業費補助金でございます。これは、県内の市町村立中 学校の運動部活動において、単独で指導や引率ができる運動部活動指導員の配置に要する 経費の一部を補助することによって、指導体制の充実や担当教員の負担軽減を図るもので ございます。

673ページをお願いいたします。事務費の主なものは、各種大会に生徒を引率するための 旅費及び運動部活動指導員を各学校に配置する報酬等の経費でございます。

以上、保健体育課の令和3年度当初予算は2億3,885万円で、対前年度比は106.7%となっております。

続きまして、令和2年度補正予算について御説明いたします。

資料④議案説明書(補正予算)の368ページをお願いいたします。歳入予算のうち、特定 財源の補正について御説明させていただきます。

最初に9国庫支出金の2国庫補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、運動部活動指導員配置事業における部活動指導員の配置人数等が当初の見込みを下回

ったことによる減額と、学校の臨時休業に伴う学校給食休止に係る国からの補助でございます。

次に3委託金については、オリンピック・パラリンピック教育推進事業及びがん教育総合支援事業の委託金が見込みを下回ったことによるものです。

また、14諸収入の8雑入は、学校の臨時休業による学校給食の休止に伴い、影響を受けた学校給食調理業者等に支援を行う学校臨時休業対策費補助金が見込みを下回ったことによるものです。

369ページをお願いいたします。歳出は総額で4,378万3,000円の減額補正となっております。

2児童費の3保健体育費で、右側説明欄の1学校給食推進費の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減ったことなどに伴う食育推進事業委託料の減額、補助対象事業者が当初の見込みを下回ったことによる学校臨時休業対策費補助金の減額、補塡を希望される事業者が当初の見込みを下回ったことによる補償補てん賠償金の減額によるものです。

事務費は、新型コロナウイルス感染症の影響による研修会の中止や、予定した出張を取 りやめたことによる報償費や旅費の減によるものです。

次に、2学校保健推進費の減額は、児童生徒の受診人数等が見込みを下回ったことによる学校医等報酬及び健康診断委託料の減額、がん教育総合支援事業のがん教育推進事業委 託料が見込みを下回ったことによるものです。

事務費の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会がリモートによる実施となったことや、予定していた県外出張を取りやめたことによる旅費や会場等の使用料及び賃借料の減によるものです。

370ページをお願いいたします。3学校体育推進費の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、高等学校体育大会、県体などの競技の一部が中止されたことに伴う大会運営委託料の減額、インターハイの開催中止による視察の取りやめなどによる全国高等学校総合体育大会準備委員会負担金の減額、運動部活動指導員の配置人数等が当初の見込みを下回ったことによる部活動指導員配置促進事業費補助金の減額によるものです。

事務費の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響による研修会の中止や、予定していた出張を取りやめたことによる報償費や旅費の減によるものです。

保健体育課の説明は以上です。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎弘田委員 地域部活動推進事業費委託料、これは令和5年度に実施がスタートするというで、この2年間で検討していくということだと思うんですが、これは県立学校ということですか。

◎前田保健体育課長 これは、国の補助金は市町村が対象になっております。ただ、県立学校につきましても、同様の取組を行うこととうたわれておりますので、それにつきましては県立学校も一緒に取り組んでいきます。

◎弘田委員 実は私、室戸高校で女子野球部に関わっていまして、その中でいろいろなことに気がついたことがあります。まず、中学3年生のスカウトに最近は学校の監督も一緒に、監督と地域の方と私とで行くんですが、その中で気がついたのは、子供たちは女子野球が大好きでどこかに行きたいということなんですけど、親御さんにしたら預けた高校でその3年間同じ監督に指導してもらいたいといったところがあります。私もいろいろ関わっていて、成功したなとか失敗したなと思ったことが、当初、地域の方が監督で入っていて、御父兄の方はその地域の監督がずっと教えてくれると思っていました。私たちの組織と学校との約束の中では、最終的には学校の先生が監督になって、きちんと学校の運動部としてできるように体制も中身も全部そろえてくださいという約束でやっていまして、途中で我々が引いた形になったんです。そのときに、我々が御父兄の方から相当怒られまして、約束が違うじゃないかということでですね。ですから、また地域の人が活動に入るということで、例えばコーチなどでもで関わることによって、親御さんや子供たちにとっても同じ人から指導を受けるというスタイルができますので、ぜひそこのところを考慮していただけないかということがあって、質問させていただきました。

◎前田保健体育課長 室戸高校をはじめ、中山間の学校につきましては、基本的に高等学校振興課が、学校の活性化という部分でクラブ活動を特に扱っていただいてます。その中で先ほど出てきた女子野球に関しても中心はやっていただいておりますが、教育委員会全体で考えていく中で、やはり高校の先生は異動で動くことがありますので、そんな中でも地域の方が関わっていただけるのはすごくありがたいことです。教員の異動については高等学校課等の人事がやっている関係もありますが、広くそういった御意見もいただきながら、また、高等学校振興課のほうにもその内容をしっかり伝えまして、できるだけ室戸高校で、いろいろな方がしっかり関わっていただけるような体制の整備をしっかりやっていきたいと思います。

◎弘田委員 ぜひよろしくお願いします。

◎三石委員 関連して。高等学校のほうも関係はあるとは思うけれど、主に中学校で部活動指導員が学校の先生に代わって指導してくれるというのを、以前からやっています。働き方改革などもあって徐々に地域に返していこうという動きがあることは、文部科学省もそういうことを言っているのでよく分かっております。しかし、やっぱり学校の先生が基本だと私は思うんです。学校の部活動の先生がいて、指導員たちに補助してもらうということが基本だと思うんだけれども、これを任せっきりにして果たして将来的にいけるんだろうかいう気がします。それに先生がついていなくても、指導員が引率をして行くように

するということも、将来的には考えているみたいですが、それはそれでいいんだけれども、 やっぱり学校の先生がいて、補助的なことでやっていくべきだと思うんです。部活動を通 して子供たちと接するというのは物すごく先生としては大事なことであって、必ずその子 供たちはクラスに帰っていくわけです。そこで学級経営に非常に有効に機能するんです。 例えば、ふざけて教室に入らないとか、言うことを聞かないとか、そういう生徒がいたと して、その子が部活動に入っていれば、部活動の担当の先生が、「おまえ、そんなことした らいかんじゃないか」と言うと、全然違うんですね。人間関係、信頼関係ができているか らうまくいくというケースがあるんです。

このままいけば、部活動は部活動で指導員に任せる、学校の教員は教員で教科に専念をしていればいいんだとなる。部活動をやらないといけないという決まりはないですから。 土曜日、日曜日に出て多少のお金はもらえますけれども、部活動はしたくない、部活動の 先生といっても名前だけ割り当てられて本当はしたくないという先生もおられますけれど も、私は、前段で言ったことが基本だと思うんです。その辺りは将来的にどうなっていく んでしょうか。

◎伊藤教育長 今、三石委員が言われたとおりだと私も思っております。先ほどの室戸高校の場合とは少し違うんです。室戸高校の場合は、地元でずっと継続してという話があるんですけど、中学校等の場合は、基本は学校活動の中で、教育活動の一環として部活動をしておりますので、基本的には教員が顧問として見ていくというのは、ベースだと思います。ただ、現在議論になっているのは、働き方改革の中で、長時間労働の中で全てを教員が見なくても、代わって見る指導員を配置することができる、遠征に行くこともできるというような形です。今のところは、指導員は主ではなく、やはり教員が主であって、指導員がそれをサポートするような形で来ております。今回は、令和5年度から、土日は教員が対応しなくてもいいということを言われていまして、それに向けての研究を進めていくとなっております。先ほど言いましたように学校教育活動の一環としてやっていくものですので、やはり一定教員がしっかりと柱になっていただくというのが大事だと思っております。

◎三石委員 部活動は体育系だけじゃなく、吹奏楽部などの文化系もあるわけで、その辺りはどんなことになっているんですか。

◎前田保健体育課長 文化系につきましては、小中学校課、高等学校課がやるということになっており、運動部に関しては、保健体育課でやっております。同じように教育委員会の中で、地域部活動のような形での考え方は統一していかないといけないと思いますので、やるとなると文化も体育も一緒にということで動いていく形になっていきます。

◎三石委員 間違ったらいけないと私が思うのは、やっぱり子供と学校の先生ですから、 部活動を通じて信頼関係を築いていく。もちろん文化系でも体育系でも、やる以上は優勝 は目指さないかんと私は思います。そんな中で信頼関係が生まれてくるんです。その辺りがどんどん薄れていって、部活動は部活動、私は教科だけやればいいというようなことに教員がなってしまうと、学級経営はうまくいかないんじゃないかと。私は教科だけを教えるんだという先生と、自分自身は例えば野球は専門じゃないけれども一生懸命勉強して子供たちと一緒に汗を流すという先生とどっちがいい成果が出るかといったら、私はやっぱり後者のほうだと思うんです。そこの基本を抜いてしまったら、おかしいことになってくる。そういう思いですけれども、教育長どう思いますか。

- ◎伊藤教育長 そのとおりだと思っております。指導員が来て全部を任せきりで教員が関わらないというようなことについては、それはないんだろうと思っております。しっかりとまずは顧問という形で教員がいて、そこをサポートする形で指導員が配置をされて、長時間労働にならないよう活用していただくということになるんだろうと思っています。
- ◎橋本委員 関連なんですけれども、その部活動の指導員がどういうプロセスを踏んで選定をされるのか、教えていただけますか。
- ◎前田保健体育課長 指導員の選定につきましては、各市町村へ国からの補助金の要綱が出てまいりますので、それを今の段階から各市町村へ渡してあります。それをもとに各市町村で、先ほど教育長も言われましたが、いろんな生徒のことも考えながら、また、教員の時間外勤務が物すごく多いクラブや全く経験のない先生が指導しているようなクラブにつきましては、できるだけ指導員を充てていくということで、各市町村で人選をしていただいて、それを県教育委員会のほうへ出していただいて、それで市町村で任命というような形で動いております。
- ◎橋本委員 この事業は、市町村に補助金を出していくというスタイルとして考えていいですか。
- **②前田保健体育課長** 市町村に関してはそういう形で、国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1という負担になっております。
- ◎橋本委員 令和2年度の実績を見てみると、この指導員が中学校では34名、高等学校では35名ということで、合わせて69名なんですけれども、今年度の3,000万円近い補助金を単純にこの人数で割ってみると、1人当たり40万円ちょっととなるんですが、指導員に対して支払う謝金はどういう算定をするんですか。例えば時間で算定をすることになると、放課後の課外授業ですから、すごく短いスパンの中でその時間配分をされなければならないわけですが、どういう算定になるのかお聞かせいただきたい。
- ◎前田保健体育課長 国からは、1時間1,600円という基準が出されております。ただ、この基準につきましては、他の臨時職員を雇うときも多分出てきますし、市町村が3分の1を出さないといけないということもあり、また、今後も補助がずっとあるというわけではないので、市町村でこれを継続していくためには1,600円が本当に妥当かどうかということ

もそれぞれ市町村のほうでも検討していただいております。市町村によっては、1,000円や900円でやっているところもございます。

時間につきましては、週11時間というのがガイドラインによって示されておりますので、 平日が4日掛ける2時間、休日が土日のうちどちらか1日で3時間、合わせまして11時間 が基本のベースになっています。

- ◎橋本委員 分かりました。ただ、私も三石委員と同じ意見でして、国のほうは教員の働き方改革の問題で、要は部活動を学校という単位から地域という単位に移そうとしているような感じがあるじゃないですか。そうなってくると、やっぱり部活動という1つの大きな枠の中で目標に向かって、教員と生徒が突き進むことによって、生徒指導とか集団的ないろいろなことが学べる。そういう大きな意味合いを持つんだろうと思うんです。これが国の言うように単位が地域に全部行ってしまうと、そこから全部のけられてしまうといったところがある。その辺の懸念というのはすべきだろうと。今まで部活動を通じて人間形成されてきたことというのはたくさんあると思うんです。それを捨てちゃならんと思います。教育長の答弁をいただいたので安心をしていますが、そこの基本ラインはしっかり守った上で、高知県としては向き合っていただければありがたいと思います。要請です。
- ◎西森委員 全国高等学校総合体育大会のことなんですが、頂いている資料の右下のところに、「躍動の青い力 四国総体2022」、「燃え上がれ我らの闘志 四国の大地へ」というのは、こういうタイトルということになるんですか。
- ◎前田保健体育課長 これは、昨年四国のほうでそれぞれキャッチフレーズやこういった言葉について高校生から募集いたしました。かなりの数の応募があり、それを選考しまして、こういうキャッチフレーズなどが出てきているようになっております。
- ◎西森委員 このキャッチフレーズで開催となるということですか。
- ◎前田保健体育課長 そのとおりです。
- ◎西森委員 ちょっと何か、違和感があるんですね。というのは、青いという言葉は、幼いとか未熟だといった意味合いを持っていて、「躍動の青い力」というのは何かこう違和感があります。また、「燃え上がれ我らの闘志 四国の大地へ」の四国の大地という言葉にも大変違和感を覚えるんです。四国は本当に大地なんだろうかと。大地というと広大な土地という意味合いがあると思うんです。北海道のああいう非常に広大な土地を大地というふうに言うんだろうと思うんですよ。そういうことを考えると四国の大地って何かどうなの、というのを非常に感じるんですね。高校生から上がってきたいろんな案があって、それがどこでどんな形で決定されていっているのかを教えていただきたいと思うんです。このキャッチフレーズに関して、教育委員会としてはどういうふうに捉えられているのか。
- ◎前田保健体育課長 この開催の決定につきましては、去年9月頃までに募集をかけまして、四国管内全部の高校生などに送りまして、各学校から上がってきました。それを、ま

ず高知県内で選考委員会を開きまして、そこには高校生、インターハイ等へ出ているような生徒たちにも参加していただいたり、各文化連盟や高体連関係の方などに集まっていただいた選考委員会を開きまして、その中で高知県から幾つか選びました。併せて、他県からも集まったものを四国の準備委員会、徳島県は実行委員会でしたが、それぞれ立ち上がっておりましたので、そこで最終的に集まったものを選考したというのが経緯でございます。

- ◎西森委員 これは、高知県から案として出たのが選ばれたんでしょうか。
- ◎前田保健体育課長 高知県からは、そのスローガンであります「燃え上がれ我らの闘志四国の大地へ」というのが、高知工業高校のソフトボール部の1年生が最優秀をいただきましたので、高知工業高校生の考えたスローガンになっております。
- ◎西森委員 あまりいちゃもんをつけるつもりでもないんですけども、何か違和感があるんですね。例えば北海道の生徒なども来られるんだろうと思うんです。そういう人たちが、四国の大地ってどこが大地なの、と感じられたりするのではと思ったりもしますし、先ほどの躍動の青い力ということにも何か違和感を覚えるというふうに感じているところであります。だけども、これでもう決まっているわけですから、どうこう言ってもいかんということになるんだろうとは思うんですけれども。
- ◎前田保健体育課長 この「躍動の青い」というのが、その若い力というところで、やっぱり高校生ですので。それから、四国は周りも海で青いというようなところ。この言葉の下に、子供たちがどういう意図でこれを書いてきたのかという説明も添えられておりまして、そのことについて各委員のほうから、四国で開催するのに、四国が海に囲まれてという意味からも、そういうのも含まれて、最終的に四国4県で決めたということになっております。

「青には四国が海で囲まれていることや自然豊かな場所であること、そして主役の高校生の若さを込めています。2022年にこの四国の地で、高校生たちが思う存分力を発揮して躍動してほしいという思いを込めました」というのが、この一番上にある「躍動の青い力四国総体2022」の言葉の意味でございます。「燃え上がれ我らの闘志 四国の大地へ」というのは、「高校生の大人にはない闘志や価値への気持ちを炎に表して、燃え上がれという言葉を使い、高校生の力強さを表現しました。各県の思いをぶつけ合い、最後まで闘志を燃やし続け、感動を届けてほしいという思いを込めています」というようなことで書かれておりました。

◎上治副委員長 部活動の指導の関係なんですけれど。文部科学省の学校における働き方 改革推進本部の考え方、方向性でいくと、今教育長が言われているのは、自分たちはそう いうふうに持っていってほしいけれども、しかし国が進めようとする考え方は、基本的に 地域に担わせていきなさいというか、要は部活動を学校から切り離していこうというもの だと、自分たちはそういうふうに取っています。

今、教育長が言われるような改革の仕方、例えば学校の先生がおられて、先生方の負担を少しでも軽くできるよう指導者が入って、学校と指導者、そして子供たちが一体となってうまくいく。これは願う一番ベストな考え方で、自分たちは行きたいんですけど、何か文部科学省が言われるのは、特に都市部で子供たちが選択できるいろいろなクラブ活動があるところならいいかもしれないけれど、高知県やいろいろな県では、言われることはなかなか難しいんじゃないだろうかと思います。だんだんとそういうことが入ってきたときに、例えば文部科学省が働き方改革はこういうふうに進むけれども、高知県の部活動の在り方は、今教育長が言われたことが基本であるという認識でいいですか。

◎伊藤教育長 スポーツクラブで、その方向でという話は確かにありますけども、今、副委員長が言われたように、高知で各学校がスポーツクラブでという話には、なかなか実現は難しいと思っておりますし、それから、全てスポーツクラブで学校の部活動が取って代わられる状況になると、いわゆる県体やインターハイも全部、学校対抗じゃなくてクラブ対抗みたいな話になってきますので、高等学校、中学校の部活動が大きく変わるようなことになってきます。なかなかそこまでは一気に進む状況ではないですし、あくまでも学校活動の1つでやるとするんであれば、やはりそれはしっかりと教員がまず真ん中にいて、ということが必要だろうと。ですから、確かにまず週末は学校以外でという話は進んできますけれども、高知県でそれがどこまでできるかというのは、全部は恐らく難しいということもありますので、そういった学校の先生をサポートする格好で当面いくんだろうと、そういうふうに思っております。

◎弘田委員 関連して、先ほど女子野球の取組の話をしたんですけど、我々が学校に向かせようとしたのはまさにそこなんです。教師と子供たちが一体となって、というのがないといけないということで、我々は立ち上がるときは一生懸命やるけれども、子供たちのことを考えてやったんですが、やっぱり我々は一旦引いて本当の応援団になろうということで引いたわけです。ですから、三石委員の言われたこともまさにそうだし、学校が中心になってもらいたいということで、私がさっきコーチなどの形で関わるということを言ったのもそこです。

何が言いたいかというと、副委員長が言われたんですけれど、本当に田舎のところでは クラブがもう成立しないわけです。ですから、例えば中学校の野球でいえば室戸市では各 中学校が集まってチームをつくったりとかになってきますので、地域地域によってやり方 が随分違ってくると思うんです。高校と中学校でも違うし、その辺をこの委託事業できち んとやってもらって、その地域にとって一番いいやり方、子供たちにとって一番いいやり 方を見つけてもらったらいいんじゃないかなという思いで、この事業に対しては非常に期 待していますので、ぜひよろしくお願いいたします。

- ◎伊藤教育長 今お話しいただきましたとおりだと思っております。委託事業の中でも、 先ほどお話ありました土日の学校以外のところでということと併せて、部活動の合同チームの編成なども、どのように進めていくかということを市町村教育委員会の代表の方々に 集まっていただいての委員会をつくって、それも併せて一緒に詰めていくようにしています。高知県としては、やはり特に郡部でなかなか単独チームがつくれないというところで、 合同チームとしてどういうふうに中体連・高体連に参加するか、どういう組合せをするかということを具体的に集まって話し合うというのも、この委託の中に入れておりますので、 高知県でどういった形がいいのかというのは、全体的にこの中で検討していただくようにしております。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

〈人権教育・児童生徒課〉

- ◎横山委員長 次に、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。
- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 まず、令和3年度当初予算について御説明をいたしますので、資料②議案説明書(当初予算)674ページをお願いいたします。

まず、歳入について主なものを、説明の欄で御説明をさせていただきます。

教育支援体制整備事業費補助金は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や、SNSを活用した教育相談の充実を図るため、国庫補助金を受けるためのものです。

その下、生徒指導総合推進事業委託金は、県と研究指定を受けます市が連携し、不登校の未然防止の取組やその検証、改善を行うなど不登校対策を推進するため、国から委託金を受けるものです。

676ページをお開きください。歳出につきまして、同じく説明の欄で御説明をさせていた だきます。

まず、1人権教育推進費の人権教育研究推進事業委託料は、国からの委託を受け、人権 教育の推進を目的とした実践的な研究を、学校を指定して実施するものです。

1 つ飛びまして、高知県人権教育研究協議会補助金は、一般社団法人高知県人権教育研究協議会が実施します各種研修会開催の経費等に対して補助をするものです。

続きまして、2地域改善対策進学奨励事業費です。2つ目にございます奨学資金返還相談員設置委託料は、返還金未納者に対する納付指導や返還免除手続等の相談活動を行う返還相談員の委託配置に要する経費です。

その下の地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金は、債務者への返還通知や免除申請などの手続は市町村を通じて行うこととしておりまして、この事務に要する経費として25市町村に交付するものです。

次のページを御覧ください。1豊かな心を育む教育推進費の2つ目の相談事業委託料は、24時間の電話相談業務やSNSを活用した相談業務をそれぞれ民間業者に委託するものです。

次の学校ネットパトロール委託料は、学校非公式サイトやツイッターなどネット上の学校や児童生徒に関する書き込みの監視を民間業者に委託し、早期発見・早期対応を図るものです。

次のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーを県 内全市町村、学校組合に配置するための経費です。

1 つ飛びまして不登校対策推進事業費補助金は、高知市が配置いたします不登校対策アドバイザーを活用した新規不登校の抑制を図る取組に対して補助をするものです。

その下の事務費に含まれている2つの事業につきまして、表紙に総務委員会資料、議案 説明資料と記載しております資料を使って説明をさせていただきます。

まずは7ページをお開きください。ポンチ絵の中ほどにございますスクールロイヤー活用事業は、いじめ等の生徒指導上の問題や保護者のトラブル等に対しまして、弁護士が法的な側面から助言を行うなど、学校を支援する事業です。令和3年度は新たにオンラインによる相談にも対応できますよう事業を拡充し、相談体制を強化しております。

同じ資料の16ページをお開きください。不登校への総合的な対応に係る令和3年度の新たな取組といたしまして、右下にNEWと記載しております校内適応指導教室モデル校の設置や、ICTを活用した個に応じた学習支援等につきまして、市町村の教育支援センターと連携し、不登校児童生徒に対する支援の強化充実を図ってまいります。

元の資料②議案説明書(当初予算)の677ページにお戻りください。説明欄の下のほうにございます2心の教育センター費です。

1つ目の清掃等委託料及び2つ下の事務費につきましては、心の教育センターの管理運営に要する経費です。なお、心の教育センターにおきましては、これまで県東部や西部でのサテライトセンターの開所や平日及び日曜日の相談業務に加えまして、土曜日も開所をして相談しやすい体制づくりを推進していきます。

一番下の計欄を御覧ください。令和3年度の歳出予算案は6億2,756万4,000円で、前年度に比べまして1億8,457万円の減額となってございます。

続きまして2月補正予算について御説明をいたしますので、資料④議案説明書(補正予算)の371ページをお願いいたします。

まず、歳入の科目欄の9国庫支出金については、国の補助事業の内示減によりまして、600万円の減額を行うものです。

次のページをお開きください。歳出につきまして、説明の欄で御説明をさせていただきます。

まず、1人権教育推進費ですが、高知県人権教育研究協議会補助金について334万7,000 円の減額を計上しております。これは令和2年度に本県で開催予定でありました四国地区 人権教育研究大会などが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止となったことに よるものです。

次に、2地域改善対策進学奨励事業費についてですが、国庫支出金精算返納金としまして6,482万5,000円を計上しております。地域改善対策奨学資金は、国の補助を受けて貸与を行っているため、貸与を受けた方から返還された額等の国庫補助該当分につきまして、国へ返還するものでございます。

次に、1豊かな心を育む教育推進費です。いじめ問題調査委員会委員報酬は、第三者調査委員会を開催する必要のあるいじめ重大事案の発生がなかったことによる減額です。

その下のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料及び事務費につきましては、先ほど歳入予算の減額で御説明しましたように、国庫補助金の内示額が当初計画を下回ったことに伴うものです。

次に、2心の教育センター費です。次のページを御覧ください。施設整備工事請負費は、 令和元年度から2年度にかけて施工しました心の教育センターの建て替え工事について、 工事請負費が見込みを下回ったことにより減額を行うものです。

以上、人権教育・児童生徒課の令和2年度2月補正歳出予算は6万1,000円の減額となっております。

以上で、人権教育・児童生徒課の説明を終わらせていただきます。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎橋本委員 地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金なんですけれども、25市町村に対して交付するということですが、奨学金の仕組みが、県が担ってきたのを1回やめて市町村単独の事業としてやるようになるということで理解していいんですか。
- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 この交付金につきましては、当然ながら県のほうが国から受託を受けまして交付している事業でございます。ただ、この奨学金の性質上、御本人、いわゆる奨学生へ返還については直接こちらが連絡するというよりも、市町村の事務を通して御本人、また保証人に対してアプローチをしていただくということを、市町村との話合いによって決めさせていただきまして、以前からこういう形で事務費として出させていただくことになってございます。
- ◎橋本委員 25市町村に交付するとしたら金額的にはとても少ないと思うんですけれども。 そうすると、この分については新たに貸付金などは発生するんでしょうか。貸付金として、 こういう仕組みが市町村等で取り扱われるのかということはどうなんでしょうか。ちょっ と説明が分かりにくいんですが。
- ②黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 事務費の交付金の交付要綱を設けておりまして、

主なものにつきましては、市町村を通じて御本人に対して、そういう返還の指導や免除申請をしていただくということになっています。新たなものにつきましては、これによって生じることはないと思ってございます。

- ◎橋本委員 分かりました。
- ◎三石委員 豊かな心を育む教育推進費の中の不登校対策推進事業費補助金を高知市に補助するということですが、これをもう少し詳しく言ってくれますか。
- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 この不登校アドバイザーを、高知市では現在6名のアドバイザーを雇用して、学校に訪問指導しているところでございます。以前は、生徒指導スーパーバイザーという呼び方をして、平成25年度から配置をしていただいている事業を引き継いだものでございます。問題行動等の早期発見ということで、その当時は警察OBの方も雇用をさせていただいて、学校訪問指導もさせていただきました。令和元年度からこの名称を不登校対策アドバイザーと変更させていただきまして、1日6時間・週4日勤務という形で、現在は高知市の校長の教員OBを5名、自立支援施設の園長を1名、計6名の方で、全ての小中学校への学校訪問指導をしていただいているということでございます。
- ◎三石委員 今までの継続というような形でやっているわけですね。それで、今までにいろいろな課題も実際あると思うんですが、成果と課題について、どういうふうに押さえられていますか。
- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 3つの訪問指導を令和元年度からしていただいてございます。1つは定期訪問、もう1つは学校のほうからこういう課題があるからと呼ばれます要請訪問、もう1つは特に学校課題の大きい学校に対して集中的に入っていきます集中訪問、こういう3つの訪問で取組を進めております。定期訪問につきましては、高知市の小中学校60校全でに定期的に訪問することによりまして、不登校の状況をアドバイザーの方がしっかりと承知をした上で、また認識した上で、市教育委員会と連携を取りながら取組を進めております。

成果としましては、県の不登校対策チームも高知市のほうに不登校状況について訪問指導しております。そのときには、必ずこの不登校対策アドバイザーの方に同行をしていただきながら、ふだんどういうふうに不登校アドバイザーの方が高知市の学校に対して指導しているのかというところも我々と情報共有しながら、我々が入っていく訪問指導にも同行していただいています。そういう意味では、以前よりかは市と県の連絡、情報共有がしっかりとできて、タイムリーな指導ができているのではないかと思ってございます。

課題につきまして、なかなか学校によっては、まだ不登校アドバイザーの認識とか活用が十分でなく、管理職の中での指導に止まっている。つまり、先生方の組織的な取組まで不登校アドバイザーの支援がまだ行き届いていないという学校がある。いわゆる温度差が

見られますので、その部分がまだ改善すべき点ではないかと考えてございます。

◎三石委員 これは市がやるのを県が補助するわけやけれども。市教育委員会も市教育委員会でよく考えていると思うけれど、信頼関係がないまま校長のOBが行っていろいろ言ったって、普通はうるさいぐらいにしか思わんですよ。だから、いかに信頼関係を築いてもらえるか。それと、補助金はやったもののやりっぱなしで、どういう状況か把握してないというようなことではいかんから、高知市との連携、情報共有も年々できているということを言っているから、その辺りをしっかりしないといけない。

それと、生徒指導推進事業の中にある生徒指導主事会・担当者会というのは、どういう 形でやっているんですか。県内全ての公立小中学校、県立学校の担当者を対象に、生徒指 導主事会・担当者会をやるという、これをもう少し詳しく説明してください。

- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 生徒指導主事会につきましては、小学校、中学校、高等学校という形で、生徒指導主事の先生方を悉皆のような形で集めさせていただいて、情報交換を含めた研修をさせていただいてございます。小学校では、今年度につきましては5月14日、15日の両日を使って開催をさせていただきまして、鳴門教育大学の先生、またスクールソーシャルワーカーの方やスクールカウンセラーの方もお呼びをしながら、生徒指導に関する情報交換と研修を行っています。中学校では5月22日、高等学校では5月28日ですが、今年度につきましてはいずれもコロナ禍でありましたので、オンデマンド等による開催という状況になりました。また、来年度につきましては、コロナ禍が落ちつきましたら、対面での情報交換、研修を考えてございます。
- ◎三石委員 生徒指導主事は、今どうなっているんですか。中学校はあるけれど、高等学校、小学校、今でも生徒指導主事という役職はあるんですか。
- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 今までも校務分掌上、そういう役割で位置づけられていると思っています。
- **◎三石委員** 校務分掌上の生徒指導主事というのは、小学校はなかったように思いますけれど、どうなっているんでしょう。
- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 主事という名称ではなくて、校務分掌上、生徒指導担当という形で置いているところがほとんどでございます。
- ◎三石委員 小学校の場合、小規模の郡部の小学校であれば、さほど問題はないと思うんですが、高知市内みたいに児童数が減ったといってもまだまだ相当数が多いんですね。そういうところに、担当と言っても、はっきり言って担任の先生とかに割り振ったような役職でしょう。専門的な人がずっといるんですか。
- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 専任である、そういう中学校でいう主事的な方については、残念ながらまだ配置はできていないという状況でございます。どうしても小学校の場合は学級担任の定数が主ですので、そちらとの兼務ということになっています。場

合によっては、児童生徒支援加配などがついている大規模校につきましては、基本的に児 童生徒を支援するための専門という形で置かせていただいている学校もございます。

◎三石委員 午前中にも生涯学習課で、先日の幼保支援課でも言いましたけれど。不登校にしても、いじめにしても、必ず根っこがあるんです。根っこがしっかりしてなかったら、幾らやってもいかんです。その根っこの部分は何かと言ったら、やはり就学前・幼児教育、そして家庭と親。幾らいいものを使ってもここがしっかりしていないと。大変な状況になっているわけだからいろいろ手当てはしていますし、手当てもしないといけないですけれども、どこに原因があるのかと、根っこの根っこの根っこを掘り下げていってそこに力を入れていく。根っこの部分ですから時間はかかりますけれど。表面に出てきたらどこが腐っているか、植えているか分かるから処置はしやすいけど、根っこは見えない部分がたくさんあるから非常に難しいけれど、そこの部分を長い時間がかかっても、行政として一生懸命てこ入れしていくということが物すごく大事です。私はその辺りが薄いと言っているんです。

ちょっと外れるけれども、連携・情報共有、課長言われましたけど、特に児童生徒が集中する高知市との情報共有をやっぱり築いていかないといかんです。県教育委員会内での連携・情報共有ももちろん大事だけれど。信頼関係をどう築いていくかというのは、高知市に限ったことじゃないですよ。教育の世界だけじゃない、どの世界においても、これをやっていかないと、何をお願いしたってなかなかうまく行かないですよ。ただでさえ高知市は、県教育委員会の言うことなんか何で聞かないかん、市教育委員会は市教育委員会でやっていくんだ、とそういう体質がまだあるんじゃなかろうかと。県教育委員会に言われなくても補助金だけあれば高知市でやっていく、というのがあるんじゃなかろうかと思います。それはいいことじゃないですよ。高知市であろうが県であろうが、力を合わせて、情報共有をして、どうすれば不登校がなくなるか、いじめがなくなるか、とそういうことやっていかないといけない。それがまだまだ弱い。中学校のほうは、多少協力関係・情報共有はできつつあるのではないかと思うんだけど、小学校がまだ非常に弱いという気がします。課長としてこれからどのようにやっていかれるつもりですか。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 おっしゃったように、物事を進めていくためには、 やはり信頼関係が非常に重要だと考えてございます。そういう意味で、高知市は児童生徒 数もおっしゃるとおり県内の半数近くおりますし、教員についても県下の教員の4割近く がおりますので、そことの連携というのは非常に重要だと思っています。私としましては、 やはり市教育委員会との連絡をしっかりと取りながら、常に情報共有できる姿勢、そして その場所というのが重要じゃないかと考えてございます。

学力につきましては、小中学校課と市教育委員会が、市の学力向上推進のための連絡協議会を持っておりますし、当課としましても、不登校のアドバイザー、そして不登校の担

当教員配置校、こういうところには必ず一緒に訪問させていただきながら、連携した取組 をさせていただきたいと考えております。

何よりも、やはりフェースツーフェースでしっかりとお互いが話し合いながら、まずは 子供にとってどういう状況で、どういう場が必要であるかというところを、腹を割って話 し合って、お互いに納得して、しっかりと取組を進めていきたいと考えてございます。

- ◎三石委員 市教育委員会にも私は言いたいけれど、高知市教育委員会も現場と情報共有しながら、連携取りながらやっていかないといかんですね。保育園に対してもそうですよ。 そういうところからやらないといけないと思います。
- ◎吉良委員 スクールロイヤー活用事業が拡充されたということですけれども、どういう内容で、何か特徴的なことを件数も含めて教えてください。
- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 スクールロイヤー活用事業がこの3月初旬現在で、 学校からの申込み件数が年間で24件ございます。このスクールロイヤー活用事業には大き く3本の柱を設けておりまして、1つは、先ほど申し上げました保護者等によります申出 に対する相談活動、いわゆる弁護士による法律相談を現在11件受けてございます。

もう1つは、教職員の研修、これについては弁護士が校内研修に入って実際に先生方に 講師として研修を行うものが8件、さらには児童生徒の授業にも入っていただきまして、 いじめ防止のための授業などでロイヤーが入った事業が5件、計24件実施しております。

相談活動のほうには、例えば子供の健康診断の受診を拒否するという保護者がおりまして、その保護者に対してどういう対応をしたらいいのかとか、校則の見直しをする過程においてどういう法的な観点から見直しを進めていけばいいのかといった相談、後は担任の不適切な言動に対して、これは担任も悪かったんですけれども、必要以上に第三者の方が学校に対して要求してくる件に対して、どのように法的に対応したらいいのかというような件がございました。

また、研修につきましては、学校で現在のコロナ禍におきまして、学校としてどういう ふうに子供の携帯電話を預かったり活用させたらいいのかというようなことを研修で実施 したというもの。また、授業につきましては、主にいじめ防止に関する授業というところ でした。非常に成果が上がっておりまして、当初予算でつけていただいたほぼ満額を使い 切っている状況ですし、来年度も恐らくこれに対してはもう少し学校から要求が上がって いくだろうと。さらには、主に相談活動は弁護士事務所に行っていただかないといけませんので、どうしても東部管内、西部管内の学校のほうからなかなか中部まで行けないんだけれども、という意味では少しハードルが高いということがございましたので、遠くから 相談活動もできるよう、ネットでのウェブ会議による相談活動ができるための予算を積み上げさせていただきました。

◎吉良委員 学校からの相談に対応していくということで、いじめをはじめとする様々な

問題についてということだけど、あまりいじめとかの問題について相談するということではないんですか。

- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 少し説明が割愛されてしまいましたが、一番多い相談はいじめでございます。
- ◎吉良委員 学校サイドから、親御さんからの学校に対するいじめに対するいろんな意見について、どういうふうに対応したらいいのか、という内容ですか。
- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 そのとおりでございます。
- ◎石井委員 私は全く誤解していて、保護者からの直接的な相談相手として弁護士が対応するということかと思っていて、そうじゃないということが分かりました。それで、やはりいじめが学校現場からの相談が多いということですけれども、不登校の問題も非常に大きく取り上げて、その背景には全然減らない、かえって増えてきているということがありますよね。

先ほど三石委員がおっしゃったように、課長もおっしゃったように、基本的にはフェースツーフェースでゆっくり子供たちと対応する、その時間的保障ですよ。親御さんが学校を見て、「もう先生が忙しそうなき」「遠慮しちゃう」というのが、この前に私たちが取ったアンケートから出てきています。子供が「先生」と言ったときに「忙しいき、ちょっと待ってね」と言われるというような、学校の多忙化と関連して、このいじめの問題だとか不登校の問題というのは考えていくことが大事じゃないかなと思います。

だから、様々な課題があって、次々と新しい諸制度に載せていっても、さっき三石委員が言ったように根幹がなかなかなので。もうプラスプラスでかえって多忙になるとか、お金も要るということになるので、ぜひその辺のことも含めて、きちんともう一回学校の多忙化の問題を、ゆとりを持って子供たちの悩みを聞く体制ができているのかということも併せて、ぜひ御検討いただきたいと思います。

特に国連のほうから、日本の過度な競争体制が子供たちのストレスを生んでいると、何回もずっと指摘されているわけですから。そういうことも含めて、ぜひ考えていただきたい。そしたら大分よくなっていくんじゃないかと思うんですけれど、教育長、その辺はいかがですか。

◎伊藤教育長 様々な働き方改革でいろいろな事業を行っておりますけども、やはりその目的は、子供と向き合う時間の確保です。教員が子供と向き合う時間をしっかり確保できるように、いろいろな働き方改革の事業に取り組むということを原点に進めております。いろいろなICT化を進めておりますけども、単にICT化を進めて子供たちの個々の学習を進めるとあるんですけど、その向こうに働き方とつながるような視点を持っていくようにと、いろいろなものが子供と向き合う時間の確保につながるような、そういったことで取組を進めていきたいと考えておりますし、それで今進めていっております。

- ◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 すみません、ちょっと訂正をさせてください。先ほど生徒指導主事会の日程を、三石委員からの質問でお話をさせていただきましたが、5月の日程は予定の日程でして、5月の分は全て一旦中止をさせていただいております。11月に、先ほど申し上げた内容で小中高でオンデマンドで実施したということで、日程のほうが違っておりましたので、訂正させていただきます。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

ここで15分ほど休憩をいたします。再開は午後3時15分とします。

(休憩 14時59分~15時15分)

◎横山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《報告事項》

- ◎横山委員長 続いて、教育委員会から5件の報告を行いたい旨の申出があっております。 それでは、新型コロナウイルスの感染拡大に対する学校等の対応について、教育政策課 の説明を求めます。
- ◎菅谷教育政策課長 新型コロナウイルスの感染拡大に対する学校等の対応について、御説明をさせていただきます。お手元の教育政策課と赤のインデックスのついた資料の1ページをお開きください。

12月の総務委員会においても、県立学校における感染状況等について御報告をさせていただいたところですが、1月以降、表のとおり高知工業高等学校、高知南中学校・高等学校、中村中学校・高等学校、高知小津高等学校において、生徒8名、教職員1名の感染が確認され、高知小津高等学校を除く3校で臨時休業の措置を講じております。

高知南高等学校については、同一のクラスにおいて計5名の感染者が確認されましたが、 休校措置を講じた後、保健所と連携のもと迅速にクラス全員へのPCR検査を実施し、他 クラス等への拡大には至ることなく終息をしております。

新型コロナウイルス感染症に対する県立学校の対応としては、改めて国の示す衛生管理マニュアルによる取組の周知徹底を図っております。マニュアルでは、本県の現時点における感染状況を踏まえますと、特定の教育活動について制限をすることはありませんが、引き続き学校生活全般における具体的な活動の場面において、感染防止対策を徹底することを通知しております。

また、部活動については、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安によるステージに対応した部活動の考え方を発出しております。(2)の例に示しておりますよう

に、このステージが「注意」や「感染観察」にあるときは、公式戦練習試合を含め、感染 防止対策を行った上で通常の活動を行うことを認めております。仮にステージが上がった 場合は、練習試合等を禁じることについても併せて示しているところでございます。

高校入試については、12月の総務委員会においては、感染状況を踏まえ、市町村間の移動も制限しなければならないような場合には、当該市町村にある高等学校や中学校において実施することも選択肢をしていることを御報告しておりましたが、結果的に3月上旬の本県の感染状況は一定程度落ち着いておりましたので、受検会場における感染防止対策を徹底することで、例年どおり志願先の高等学校を会場として実施しております。

引き続き学校における感染防止対策に万全を期すことで、子供たちが安全に安心して学 べる環境を確保してまいります。

説明は以上でございます。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 この前の国会で厚生労働大臣が、昨年の4月に休校措置で会社を休んだり休業したりした人たちに対する給付金を遡って個人が申請しても給付することを検討するということを答弁したんです。もちろんそれは厚生労働省関係でそちらのサイドからあると思いますし、まだ決まってないので分からないけれども、もしそういう取組があった場合に、学校としても子供を通して、そういうことができるようになりましたというようなお知らせを周知していくということが必要だと思うんですけれども、それについてお考えをお聞きしたいです。
- ◎伊藤教育長 学校だけの話ではなくなると思いますので、県の本部会などの中で連携して、それぞれが役割分担をしっかりしながら取組をすることになると思います。どういう範囲であるとかが明らかになった段階で、コロナの対策本部会議などを通じて、それぞれでしっかりとやるべきことをやっていくということになると思います。
- ◎吉良委員 ぜひ漏れなくその制度が使えるように、周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。
- ◎三石委員 感染拡大に対する学校等への対応、いろいろ報告を受けたけれど、どういう 形で徹底をしたり、どういうような方法で情報を収集したりしているんですか。
- ◎菅谷教育政策課長 まず、本県の感染の状況につきましては、当然教育委員会に情報が 集まっておりますので、そうした感染の場面とそれぞれのケースについて、把握分析をし てございます。

またそれ以外に、本県では学校での感染事例というのは多くございませんが、他県の全国的な動向に関しましては、文部科学省が学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを随時更新してございます。例えば昨年の4月当初に関しては、まだ知見等十分ではございませんでしたけれども、現時点においては、学校における感染と

いうのは、ほかの一般社会に比べてはクラスターの発生頻度は比較的低いということで、 必ずしも休校の措置等を現時点では取らずになるべく学校を継続することが望ましいとい うような見解も示されております。

ただ、そうした中でも、しっかりと3密を回避することですとか、状況に応じては例えば合唱とか身体的接触がある活動を控えるというような、レベルに応じた指針等も示されておりますので、そうしたものをしっかりと確認をしながら、また本県のステージ等にもそれを照らし合わせた上で、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

- ◎三石委員 そういうことを現場に行って校長先生の顔を見ながら、例えば1月20日から28日の間に高等学校でこのぐらいの生徒、教職員も感染しているんだけれども、これらについて、文書を出したりいろいろやっているけれど、実際こういうことが起こって、現場へ県から課長自らが行って、どういう状況です、今後どういうことを考えていますか、と確認する。そんな形で学校訪問などは誰かされたんですか。
- ◎濱川高等学校課長 先ほど御指摘の内容ですけれども、実際に発生後ですけれども、校長から電話連絡等は随時受けて、対応等をこちらのマニュアルに従って指示あるいは支援等しておりますけれども、実際に訪問したということはございません。
- ◎三石委員 何でもそうですが、電話1本で済ましてみたり、文書で報告させたり、それも仕方ないことは仕方ないですけれど。こういうとき、足を運んで現状を把握して、励ますなり、いろいろなことを声をかけてやるとかしてやったらどうですか。
- ◎濱川高等学校課長 御指摘ありがとうございます。おっしゃる内容のところを今後も検討してまいりたいと思いますし、電話もできるだけ回数多くはしてるんですけど、やはり訪問するという重みというのはあると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。
- 〇三石委員 教育長、こういうときだからこそ、足を運ぶというのは大事なことですよ。
- ◎伊藤教育長 電話等での校長の話もありますけども、ここにはないですけれど、この前にまず幡多農業高校で生徒の初めての感染だったと思いますが、その際には、幡多農業高校、それから中村高校や中村特別支援学校でその状況や感染に関してのお話をするのに私が直接お伺いして、校長とお話をしたことはございます。
- ◎三石委員 現場へ足を運ぶということは、これに関したこと以外でも大事なことですから、電話一本で済ましたり文書で報告ばかりではなく、時間をつくってでも現場にも足を運ぶことをお願いします。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

次に、第2期教育等の振興に関する施策の大綱及び第3期高知県教育振興基本計画の改 訂案について、教育政策課の説明を求めます。

◎菅谷教育政策課長 お手元の赤いインデックスの資料の2ページをお開きください。

今年度からスタートしました第2期教育大綱及び第3期教育振興基本計画においては、「チーム学校の推進」や「厳しい環境にある子どもへの支援や子供の多様性に応じた教育の充実」など、第1期の大綱、また第2期の基本計画の取組のさらなる強化を図るとともに、デジタル社会に向けた教育の推進を新たな基本方針の柱として加え、4月より大綱及び基本計画に基づく取組を推進してまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校における新しい生活様式の徹底など、学校や子供たちを取り巻く環境が大きく変わることとなりましたが、こうした中にあっても、子供たちが安定した学校生活を送りながら、知・徳・体の調和の取れた生きる力を身につけていくことが重要であると考えております。このため、教育大綱及び基本計画を改訂し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、ICTを活用した学習活動の充実による1人1人の多様性に応じた個別支援や、厳しい環境にある子供たちへの支援の一層の充実強化を図っていくことを予定しております。

改訂のポイントの1つ目は、デジタル技術を活用した「学校の新しい学習スタイル」の構築についてです。新型コロナウイルス感染症への対応にも有効な1人1台タブレット端末を活用し、個々の学ぶ力を引き出し、主体的・対話的で深い学びを実現する学校の新しい学習スタイルを実践するとともに、ICTの活用による学校における働き方改革を推進してまいります。

具体的には、4月より学習支援プラットフォームの運用を開始し、県内の全公立学校の 児童生徒が授業や放課後等にデジタル教材を活用し、学習できる環境を構築してまいりま す。また、教員がICTを授業の中で効果的に活用できるよう、授業づくり講座等におい ても活用方策などを普及してまいります。

資料右側の環境整備については、今議会に提案させていただいております高等学校段階の1人1台タブレット端末の整備に加え、安定的なネットワークやセキュリティーの確保にも取り組んでまいります。加えて、自動採点システムの導入や研修のオンライン化などにより、ICTの活用による学校における働き方改革にも取り組んでまいります。

なお、本項で重要なのは、この委員会でも委員の皆様から御指摘をいただいておりますように、ICTに教員が振り回されるのではなく、教員がこれまで培ってきた指導力をしっかりと踏まえながら、その道具としてこうしたICTを使って子供たちの力を引き出していくことだと考えておりますので、そうした点にもしっかりと意を用いてまいりたいと考えております。

改訂のポイントの2つ目は、多様な子どもたちの社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実についてです。コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るために、子供たちの社会的自立に向けた支援を強化させてまいります。

具体的には、子供たちがキャリア教育に関わる活動について記入し、記録を保管するキャリア・パスポート、これを効果的に活用するとともに、小中高等学校間で適切に引き継ぐことなどにより、学校種間の連携を強化することや、スクールソーシャルワーカーが中心となって学校と福祉部局の連携を強化することなどに取り組んでまいります。

改訂のポイントの3つ目は、不登校への重層的な支援体制の強化についてです。不登校の未然防止に向けて、教室での集団活動になじめない生徒の支援を目的として、学校の空き教室等にコーディネーターとなる教員を常駐させ、個別最適な支援を行う校内適応指導教室を4校程度の中学校に設置して取組を強化してまいります。また、登校することが困難な生徒の学習機会の確保に向けて、タブレット端末を活用した効果的な学習方法の研究も進めてまいります。

改訂のポイントの4つ目は、系統的な体力・運動能力の育成に向けた取組強化についてです。本県の子供たちの体力・運動能力は、全国平均との比較では、10年前の状況から改善傾向にありますが、継続して全国平均を上回る状況には至っておりません。このため、小中学校の9年間で、段階的に体力要素を高めるためのプログラムの作成、活用の推進を図ってまいります。

あわせて、先ほども御報告をさせていただきましたが、令和4年度には全国高等学校総合体育大会、インターハイが四国で開催されることとなっており、本県では8競技10種目が実施される予定ですので、感染症対策等も含め大会に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

改訂のポイント5つ目は、きめ細かな指導体制の整備と学校における働き方改革についてです。コロナ禍における学校の新しい生活様式に対応しながら、子供たちの学校生活を充実させるため、少人数学級を拡充させてまいります。国では来年度以降、小学2年生からの段階的な少人数学級の実施の方針が示されておりますが、本県では国に先駆けて、小学校5年生までの小人数学級に取り組んでおり、来年度6年生までに拡充することで、小学校全学年で35人以下の学級が実現することになります。また、校務支援員や部活動指導員などの配置の拡充や、国から示されている方針を踏まえた地域における部活動の取組、複数の学校による合同部活動の実施などの検討を進めてまいります。

この教育大綱につきましては、今月末に知事と教育委員会による総合教育会議を開催し、以上の内容を柱とした改訂を行う予定としております。

県教育委員会としましては、第2期教育大綱及び第3期基本計画の1年目の成果や課題を踏まえ、教育の質を向上させるとともに、子供たちが安心して学校生活を送ることができる環境を整えてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎西森委員 しっかりとお願いしたいと思います。私も本会議の一問一答でも、デジタル化を進めていく上での話もさせていただきました。そこでもこの高知県の教育振興基本計画に基づいてPDCAサイクルを回しながら取り組んでいくというお話もございました。しっかりと取り組んでいっていただければと思います。

教えていただきたいんですけども、この基本計画をつくってPDCAを回していくということですが、具体的なアクションプランや行動計画はつくられていくんでしょうか。

◎菅谷教育政策課長 この教育振興基本計画には、各事業の事業実施計画を定めた章立てになっておりますけれども、最後の章を全ての関連する事業の計画を定めたものになっておりまして、今年度の第2期の教育大綱教育振興基本計画において114の事業の計画があり、それに向かって実際のまさにPDCAを回す意味でのプランから、最後のチェック・アクションの部分までを記載し、そういった部分を本会議でも教育長から答弁申し上げました総合教育会議や教育振興基本計画推進会議において進捗確認をしていただいているという状況でございます。

◎三石委員 ポイント3、不登校のところで、指導教室の設置による不登校児童生徒の支援の研究について、もう少し具体的に言えるところまで教えてください。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 この校内適応指導教室の指定につきましては、要綱を設けて公募させていただきました。不登校支援推進プロジェクト事業ということで、いわゆる適応指導教室を4校と、それに付随をします市町村の教育支援センターでの指定を2年間というところで事業を組み立てまして、いわゆる手挙げ方式でやらせていただきました。10を超える学校から、この校内適応指導教室をぜひ設置したいという手が挙がりまして、計画書に基づいた審査を6つの観点で4名の審査員のほうで審査をしていただいて、4校に選定したという内容でございます。

指定させていただいた学校は、東部・中部・西部の事務所の管内から1校ずつと高知市から1校ということで、4校を指定させていただきました。これにつきましては、学校には一定来られるんだけれども、なかなか教室に入りづらい、いわゆる保健室登校や別室での登校というところはできているんだけども、十分にそこで学習支援ができないという状況がございます。その子供たちが、実は高知県で一番多い不登校の割合でございます。

そういう子供たちを何とか学習支援ができる方法ではないかと調べておりましたら、広島県で平成30年度からこの適応指導教室を校内に置いて、先進的に研究をしておりましたので、そこを私も含めた当課の者で視察をさせていただきまして、その考え方も取り入れた事業を組み立てさせていただいております。そういう意味で、来年度4校ということですけれども、この成果、効果も踏まえまして、広げていけるような部分があれば、できる限りこの事業を拡充していきたいと今のところ考えてございます。

◎三石委員 広めていっていくようなことでは駄目で、ゼロに持っていくくらいの気持ち

でいないといかんです。それと指定は2年間ですが、指定は受けたけれど続かないではなく、終わった後も取組をずっと継続していくような形にしていかないといけない。それと東部・中部・西部、高知市で各1校だけれども、指定された学校だけがじゃなくて、東部で1校あるんだったら影響を確認して、ほかの地域でもやれることはやるということをやらないと。指定されているところだけやって、後はどうでもいとなることが駄目だと思うんですよね。要はできるだけ不登校を少なくしていくという気概でやらないかんということ。それと取組もこれだけで終わるんじゃなく、ほかにも波及するようなそういう取組を、指定のときだけで後はもう全然続かないということでは駄目だということを言っているんです。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 この2年間ということで、今のところ要綱の中では示させていただいております。この適応指導教室のいわゆるコーディネーター役は、加配教員を充ててと考えてございます。ただ、そこの教室がある限りずっと加配教員を充てるかということになりますと、なかなかそうも難しいというところで、まずどういうふうに適応指導教室が運営できるのかというところの研究段階をしていきたいと考えてございます。

その研究がうまく進めば、そこをマネージメントできる方が、例えば各市町村でOBの 教員や管理職経験者を、そこで非常勤として雇用していただいて配置するなどすれば、恐 らく今後そういう形で回っていくのではないかと考えてございます。

まずは、現職の教員を充てる中で、どういう取組が最適にできるのかということを研究させていただきたいと考えております。また、今のところ各地区に1校をという形で置かせていただいておりますが、この取組をもう既に、実はこの加配がない中でも適応指導教室を設けて取組を進めていただいている学校も県内に幾つかあります。そういう学校に、どういう取組ができるのかというところも含めて広く普及していただき、高知県で一番多い、31日から60日の不登校の層の子供たちの支援をしっかりしていきたいと考えてございます。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

次に、夜間中学の開設準備状況について、高等学校課の説明を求めます。

◎濱川高等学校課長 県立夜間中学の開設準備状況について説明をさせていただきます。 お手元の資料、青色インデックス教育委員会の報告事項の中の、赤色インデックス高等学 校課の1ページをお開きいただければと思います。資料に沿って説明をさせていただきた いと思います。

まず、入学予定者について、生徒募集期間を10月1日から12月3日まで実施しております。その後、面接等で確認を行いまして、現在入学予定者は11名となっております。その

内訳としましては、20代から60代の男性3名、女性8名、うち1名が外国籍の方となって おります。また、4市在住の方で、具体的に申しますと、香美市、南国市、須崎市、高知 市の4市でございます。

次に、2今後の予定について説明をさせていただきます。入学説明会を3月30日に、開設式及び入学式は4月26日を予定しております。開設式及び入学式につきましては、現在の高知江の口特別支援学校の大原町への移転作業が完了しまして、4月1日に教職員が配置されてからの準備となりますので、今回に限っては4月末の日程とさせていただきたいと思っております。

また、先月の2月16日には、先ほど申しました入学予定者が在住する4市の教育委員会との情報交換会を持ち、これからの夜間中学の在り方や生徒への支援の方法等について話合いを行っております。今後もこのような協議を継続し、連携をしていきたいと考えております。なお、全ての市町村には、4月の教育長会議で夜間中学開設の経緯等について報告をさせていただければと思っております。

そして、夜間中学のさらなる周知を図り理解を深めるために、例えば現役の公立学校教員に夜間中学を見学する機会を設けるということや、授業を支援するボランティアなども募集をしてはと考えているところでございます。

続きまして、3の運営体制について、今回学級編成としましては1年生の1学級とさせていただければと思います。国語と数学については小人数に分けて授業を行い、国語・数学・英語・理科・社会の5教科では、チーム・ティーチングという2人体制で指導する形態をとりたいと思っております。また、先ほど申しました外国籍の方には、日本語の支援も行う予定をしております。教職員の配置につきましては、常勤として教頭を入れて3名、それに加えて非常勤の養護教諭や日本語の支援に関する学習支援員等の配置を予定させていただいております。

最後に、資料右側の4学校運営方針について説明をさせていただきます。夜間学級の運営方針は校長の責任において定めるものですので、国際中学校長と協議をした現段階の案として、パンフレットに示してあります基本理念とその下に3つの目指す姿を方針として記載をさせていただいております。目指す姿をまとめて申しますと、生徒が主体的に学び続けることができる夜間学級であること、生徒と教員が互いに尊重し合い、サポートする夜間学級であること、教員は共に学び成長しようとする姿勢を持つこと、とした方針を、今後さらにしっかりと考えて検討していきたいと思っております。

この夜間中学に入学される方は、既に社会人として様々な経験をされております。そのような方の学び直しを支援する夜間中学の教員は、学齢期の生徒への接し方や指導の仕方と同じではなく、主な指導はこの学習面を中心に行いたいと思います。それ以外の生徒指導あるいは進路指導につきましては、指導するということではなく、生徒と共に学び成長

するという姿勢を持って、生徒と教員が互いに協力して話合いができる、そうした学校で あることが大切だと考えております。

なお、未成年の生徒に対しましては、個々の状況に応じた、先ほど申しました生徒指導 や進路指導を実施をしてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

次に、高知県文化財保存活用大綱の策定について、文化財課の説明を求めます。

◎中平文化財課長 高知県文化財保存活用大綱の策定について御報告をさせていただきます。お手元の青いインデックス、総務委員会資料、報告事項の文化財課のインデックスをお願いいたします。

文化財保存活用大綱につきましては、平成31年4月1日の文化財保護法の改正によりまして、各都道府県は文化財の保存と活用に関する総合的な施策の大綱を策定できるようになりました。このことから本県でも策定作業を進めてまいりました。昨年9月に当委員会の場で御説明をいたしました大綱の素案をもとに、11月27日から12月27日までの間、パブリックコメントを実施し、また高知県文化財保護審議会からも御意見を頂戴いたしました。パブリックコメントでは、市町村から重要伝統的建造物群保存地区に関する記載内容や誤字の修正など13件の意見がございました。なお、個人の方からの御意見は特にございませんでした。

また、文化財保護審議会からは、意見としまして民俗文化財や歴史分野に関する記述内容などについて、34件の御意見がございました。いずれも大綱の内容を大きく変更するものではありませんでしたが、修正すべき点につきましては修正をいたしまして、3ページ以降に大綱を策定したものを添付させていただいております。

大綱の概要につきましては、資料の1ページ、2ページのとおりでございますが、9月の委員会で御説明した内容から大きな変更はございませんので、詳細は割愛をさせていただきたいと思います。過疎化や少子化が全国に先駆けて進行し、文化財の滅失や散逸が危惧されております本県において、特に必要となります地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むための共通の基盤をお示しすることができたものと考えております。

資料の2ページを御覧いただきたいと思います。3番のところで策定後の地域計画策定へ向けた取組ということで記載しておりますが、大綱の策定は地域計画の策定に向けまして、積極的に市町村との連携を図り、地域計画の必要性と課題を共有できました市町村から順次策定に向けた具体的な取組を県と一緒になって進めていただきたいと考えているところでございます。

以上で、報告を終わります。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎武石委員 この件については、課長ともこれまでこの委員会でやり取りをさせてもらいました。文化財の保存あるいは活用で、一見相反するような概念ですけれど、それはそうではなく、しっかりと保存と活用の両方をやっていくという、しっかりとした御決意もいただいていますので、この大綱も策定されて、これに基づいて市町村も巻き込んで高知県全域で取り組んでいただけますように、要請をしておきます。
- ◎西森委員 説明の中で、各市町村における文化財保存・活用の地域計画の策定ということがございました。ここがある面ではポイントになってくるんだろうと思います。県としても市町村の策定へ向けて、積極的に役割を果たしていくということでございますし、具体的には市町村との連携体制の強化ということで、文化財の担当者が各市町村の文化財担当者を訪問して、この大綱を説明して、地域計画の必要性を共有していくということでありますけれども、そこで一番大事なことは、単に市町村の教育委員会になるのか、ほかの市町村長部局になるのか分からないですけども、その担当者だけに言ってもなかなか厳しい部分というのがあると思うんです。例えば教育委員会であれば教育長であったり、また市町村長部局であれば市町村長に、まずは理解をしてもらっておくということが市町村の担当者としても、地域計画を立てていく上では大事になってくると思います。そこのところを、担当者にも当然話をするわけですけども、そこのトップにまず県サイドから話を持っていくということが大事であると思いますけれども、御所見をお伺いします。
- ◎中平文化財課長 委員仰せのとおりだと考えております。担当者ではなかなか動きたくても動けないところもございますので、しかるべき職位の方に、私なり課長補佐というところで出向いて、御理解を賜るように説明していきたいと考えております。
- ◎西森委員 ぜひよろしくお願いします。そしてまた、すばらしい地域計画ができるよう に御期待をしたいと思います。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

次に、高知城の天守などにおけるいたずら被害について、文化財課の説明を求めます。

◎中平文化財課長 高知城天守等へのいたずら被害について御報告を差し上げます。同じ 資料の75ページを御覧いただけますでしょうか。一番最後のページになります。

高知城の天守などにおけるいたずら被害についてでございます。令和2年12月25日から令和3年1月3日にかけまして、高知城の天守などで合計27か所のひっかき傷が見つかりまして、文化庁へ毀損届を提出したところでございます。また、この被害に対しまして、1月6日に高知警察署へ通報いたしまして、その後、正式な被害届の提出をしております。同様の事案が、県外の松山城や岡山城などでも傷が見つかっておりまして、岡山城の国指定重要文化財「月見櫓」などに傷をつけた容疑で容疑者が逮捕をされておりますが、高知

城の被害との関連は現在調査中ということでございます。

被害を受けまして、高知城では天守等の見回りの回数を増やす対応を早速実施をし、各 市町村に対しましても類似の事案がないかどうか調べていただくように通知もしたところ でございます。被害の詳細につきましては、下の一覧のとおり27か所となってございます。

重要文化財であります高知城は、一度傷つけられますと元に戻すことができないということで、県民共有のかけがえのない財産でございます。このような貴重な高知城を大切に保存するということを今後もしっかりとして、活用にも努めてまいりたいと思います。このためには、文化財の価値というものを高知城に訪れていただく皆様にも御理解いただけますよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えておるところです。

以上で、文化財課の報告を終わります。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎金岡委員 修理はされたんですか。
- ◎中平文化財課長 今回、柱などに硬い、多分コインのようなものでひっかき傷をつけられております。木造のものに対して傷ができた場合、新しい木造の柱などでしたら、少し温めていくことで材が戻ってくるというようなこともあるんですが、かなり古い材でございますので、これを修理するとなると取り替えるか、かんなで削るかということになるんですが、文化財の建物でございますのでそういう措置ができません。ですので、結果としては今そのままになっております。
- ◎金岡委員 新しい古いにかかわらず、水をやると多少は戻ると思います。ですから、早く普請をやったら若干戻ってくるということが考えられますので、ちょっとこう考えておいていただければと思います。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、文化財課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については明日火曜日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 それでは、以後の日程については明日火曜日の午前10時から行いますので、 よろしくお願いします。

本日の委員会はこれで終了します。

(15時58分閉会)